

令和3年第1回大衡村議会定例会会議録 第1号

---

令和3年3月3日（水曜日） 午前10時開会

---

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長 萩原 達雄	副 村 長 早坂 勝伸
教 育 長 庄子 明宏	監 査 委 員 渡邊 保夫
教育次長兼学校教育課長 齋藤 浩	総 務 課 長 佐野 克彦
企画財政課長 残間 文広	住民生活課長 金刺 隆司
税 務 課 長 堀籠 淳	健康福祉課長 早坂紀美江
産業振興課長 渡邊 愛	都市建設課長 後藤 広之
社会教育課長 大沼 善昭	参事兼指導主事 岩渕 克洋
会 計 管 理 者 堀籠満智男	

---

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子	書記 片浦 則之	書記 沼田 裕紀
------------	----------	----------

---

議事日程（第1号）

令和3年3月3日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 施政方針説明

## 第 4 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

---

午前10時00分 開 会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、ただいまから令和3年第1回大衡村議会定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、大衡村議会会議規則第4条第3項の規定を受け、議席の間隔を可能な限り空けております。発言及び答弁はマスク着用のまま、登壇せず自席にてお願いをいたします。

なお本日の施政方針の説明につきましては、村長からの申し出により登壇することとなりましたので、感染防止対策のプレートを用意しております。

これより諸般の報告を行います。

議長としての報告事項、及び監査委員から提出のあった例月出納検査、定期監査結果について、並びに各常任委員会の報告書は、お手元に配布している写しのとおりであります。

組合議会等の報告書については、組合議会等報告文書表のとおりであります。各報告書は議員控室に備えておりますので、縦覧願います。

請願書・陳情書については、今回は提出がございませんでした。

以上で諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番佐々木金彌君 1番小川克也君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。佐々木春樹議会運営委員長、報告願います。

議会運営委員長（佐々木春樹君） おはようございます。

本日招集されました令和3年第1回大衡村議会定例会の運営に関しまして、去る2月22日に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について報告いたします。

本定例会に付議されました案件は、村長提出の案件が28件であります。内訳は、諮問が2件、条例の一部改正が9件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、請負契約の変更2件、令和2年度各種会計予算の補正について7会計、令和3年度各種会計予算を定めることについてが7会計であります。

議案審議に先立ち、一般質問を行うこととしますが、一般質問は4名の議員から5件の質問が通告されております。

本定例会の会期につきましては、日程表案のとおり、3月3日、4日、5日及び15日に本会議を開催し、予算審査特別委員会は、3月9日、10日、11日、及び15日の予定であります。

従って、日程は本日から15日までであります。15日は予算審査特別委員会の最終日として総括質疑及び委員会採決を行い、予算審査特別委員会終了後に本会議を開き、予算審査特別委員会報告、令和3年度各種会計予算を定めることについての採決、その他の議案を審議し本定例会は閉会となります。

以上の議案審議でありますので、本定例会の会期は本日から15日までの13日間とすべきものと決定いたしました。

以上、議会運営委員会の結果報告といたします。

なお、本日午後からの会議において、議長より通院のため「早退届」が提出されておりますので、地方自治法第106条第1項により、副議長が職務の執行を行うことを報告いたします。

議長（細川運一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月15日までの13日間とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日より3月15日までの13日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3 施政方針説明

議長（細川運一君） 日程第3、施政方針並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 皆さんおはようございます。本日、ここに令和3年第1回大衡村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、なにかとご多用にも拘わらず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

先般1月28日でありましたが、臨時議会の提出案件について全てご可決をいただきました。その中でも副村長の人事案件ということで、早坂勝伸君が副村長として皆様方にお認めをいただき、さらに今日は議会の初デビューということでありますので、どうか宜しく願いを申し上げる次第であります。

東日本大震災から3月11日をもって丸10年ということであります。いまだに傷跡が癒えない、また亡くなられた方、行方不明者の方多数おられます。本当にそういった方々にお見舞いとお悔やみを申し上げる次第ではありますが、来る3月11日には午後2時46分において全庁あげて、全村民あげて慰霊の黙とうを捧げることとしておりますので、どうかご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは施政方針及び提案理由の説明についてお話をさせていただきます。私分として1時間ちょっと時間がかかるようであります。それから教育長の分もありますので、約1時間半ぐらいになるかなというふうに思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思っている次第であります。それでは説明させていただきます。

令和3年度一般会計予算をはじめとする提出議案をご審議いただくにあたり、村政運営の考え方と議案の概要について、議員の皆様方にご説明をさせていただき、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年の1月に日本で初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、未だ持って終息の兆しが見えず、連日のように感染者数の報告がなされております。県内においても、東北地方としては唯一3,500人を超える感染者が報告されており気の抜けない状況にあります。今後、ワクチンの接種が順次予定されているものの、村民の皆様には、終息に

向けて行動の制限等、今しばらく続くことにはなりますが、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

項目ごとに申し上げてまいりますが、まずは当初予算の編成方針であります。

国は地方の一般財源総額について、2020年度の水準を実質的に確保するとしているものの、地方においては高齢化の進展による扶助費や、公共施設等老朽化に伴う財政需要のさらなる増加、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種税の減収などにより、今後も厳しい財政運営が見込まれておりますので、引き続き国の動向や地方財政に対する施策を十分注視していく必要があります。

令和3年度の本村当初予算（案）は、昨年度までの大型事業であった公営住宅改修事業などは終了しているものの、継続事業である道路改良舗装事業や社会保障経費に係る扶助費の増などにより、引き続き大型の予算（案）となっております。

村税は、国の見通しでは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により8.4%の減となっておりますが、令和2年度収入見込みを参考に、固定資産税及び村民税の見込みを4.0%の減としております。

地方交付税は、国の予算では5.1%の増となっておりますが、令和2年度収入見込みや国の増加率等を踏まえ7.9%増の6億円にて計上しております。

また、臨時財政対策債は、国では74.5%の増となっておりますが、前年度の配分実績や国の増加率等を踏まえ、53.8%増の2億円にて予算を計上しております。

その結果、令和3年度一般会計当初予算（案）は総額41億1,000万円で、前年度当初予算と対比いたしますと、2億3,000万円の減となる予算を編成したものであります。

次に、各種会計の当初予算（案）についてであります。

国民健康保険事業勘定特別会計は、前年度対比7.8%減の4億8,500万円、下水道事業特別会計は、10.8%減の2億2,960万円、介護保険事業勘定特別会計は、1.2%減の6億4,150万円、戸別合併処理浄化槽特別会計は、2.8%増の4,080万円、後期高齢者医療特別会計は、4.7%増の5,550万円となっております。

水道事業当初予算（案）は、3条予算が1.1%増の2億4,284万5千円、4条予算が36.4%減の2,088万4千円となり、7会計の総額は58億2,612万9千円で前年度当初予算対比、3億1,222万5千円の減、率にして5.1%の減となる予算を編成いたしました。

次に第6次大衡村総合計画（基本構想・基本計画）の施策の方針について申し上げます。

1. みんなが快適に暮らし続けられるまちづくりであります。

①の土地利用についてであります。

新たな企業進出等により本村への就業人口は増加傾向にあり、まちづくりの在り方についても大きな環境の変化を迎えております。新たな住居系土地利用の整備についても将来的な需要を見据え、合わせて生活関連施設等求められる住民ニーズを的確に把握しながら、コンパクトで利便性の高い土地利用が図られるよう、市街化区域の有効活用と適正な地区計画制度の運用に努めてまいります。

②の市街地整備についてであります。

仙塩広域都市計画では、将来的な人口減少を見据えた市街地拡大抑制の方針をとっており、市街化区域の拡大は難しい状況にありますが、本村におきましては、企業進出に伴い職住近接型の住宅需要の高まり等があることから、現在、五反田・亀岡地区の一部で民間による宅地開発が進められております。今後も五反田・亀岡地区の地区整備計画区域の拡大について、住宅団地や商業地の整備等、民間開発を誘導しながら、コンパクトで良質なまちづくりを促進してまいります。

また、海老沢地区につきましても、民間による具体的な宅地開発が計画されており、関連する基幹道路の整備や村有地の活用など、開発支援を図り、市街化を促進してまいります。

商業施設、医療施設、福祉施設、住宅用地等の生活利便施設が集積した新たな拠点整備を目指す「大衡村中心市街地整備基本計画」は、区画整理事業と地区計画の運用を想定しておりますが、計画の実現にあたっては様々な課題解決が必要となっているため、県道大衡仙台線の整備促進と並行しながら、引き続き検討してまいります。

③の交通体系についてであります。

国道4号4車線化事業につきましては、令和元年度から拡幅工事に着手しており、令和2年度は蕨崎地区において2工区分、約1.4kmの工事が進められております。今後も用地買収が完了した区間から、順次工事が進められる予定とされておりますので、本村といたしましても国に地元の声をしっかりと伝えていくと共に、県内国道4号沿線市町村及び立地企業で組織する、国道4号拡幅改良建設促進期成同盟会と村が一丸となって、早期完成に向け要望活動を実施してまいります。

仙台市と仙台北部工業団地群とを連絡する県道大衡仙台線につきましては、令和3年度から街路事業として事業化される見通しとなりましたので、今後とも早期に供用開始

されますよう、県道大衡仙台線建設促進協力会や地元立地企業の協力もいただきながら要望していく次第であります。

また、歩道整備を要望しておりました県道仙台三本木線及び県道石巻鹿島台色麻線につきましても、令和2年度より測量調査設計に着手されましたので、円滑に調査が行われるよう地元調整等協力すると共に、引き続き事業促進が図られるよう要望してまいります。

村道の整備につきましては、財政的にメリットのある各種補助事業等を取り入れ、健全財政の維持に配慮しつつ実施することを基本としており、令和3年度は、国土交通省道路交通安全施設等整備事業として、尾西中山線改良舗装事業の橋梁工事及び海老沢線外2路線改良舗装事業、これは拡幅改良であります、辺地債事業として、長町小沼田前線外1路線改良舗装事業、これも拡幅改良でありますがそれぞれ予定しており、交通安全の確保と生活利便性の向上を図ってまいります。

村道の維持管理につきましては、定期的な道路パトロールを行い、道路案内看板・標識等の道路付属物や道路沿線の支障木等により、円滑な道路交通に支障が生じないように適時適切な維持管理に努めてまいります。

また、道路照明灯につきましては、令和2年度に引き続き、みやぎ環境交付金を活用しながら、LEDランプへの交換を年次的に計画し、省エネルギー対策の促進と、維持管理費の抑制に努めてまいります。

通学路の安全確保につきましては、「通学路交通安全プログラム」に基づき、道路管理者、教育委員会及び警察等関係機関による合同点検を定期的を実施し、歩道部への安全柵の年次的な設置など、必要に応じた安全対策を講じてまいります。

村の「万葉バス5路線」と、ミヤコー廃止路線の代替バス「駒場線」及び「三本木・大衡線」は、通学・通勤・通院・買い物などに活用されており、今後も安全な運行維持に努めてまいります。

また、村民の皆さんの交通の利便性確保を図るため、令和3年10月を目途に、シルバー人材センターを活用したデマンド型交通システムの試験運行を、実施したいと考えております。

④の生活環境についてであります。

定住人口の増加を促進するため実施しております定住促進事業補助金は、令和2年度から一部制度内容を見直し、新たに「おおひらむら若者世帯定住促進補助金」と「大衡

村三世同居促進補助金」を創設しております。令和3年度も引き続き2つの補助制度の効果的なPRに努め、将来の大衡村を担う新たな若者世帯の増加を図ると共に、若者のUターンや三世代が互いに支えあえる環境づくりを促進することで、定住人口の増加と地域の活性化を図ってまいります。

村内への定住・移住に向けた取組として、受け皿を確保することが必要であることから、昨年1月に村ホームページ上に空き家バンクを開設し、空き家等の情報を広く提供しております。又、3月には「大衡村空き家等の適正管理に関する条例」を制定するなど、種々空き家対策を実施しております。

なお、今月末には「大衡村空き家等対策計画」の策定を予定しており、空き家などの適正管理及び利活用を更に推進するものであります。

村営住宅につきましては、大衡村公営住宅等長寿命化計画に基づき、平成29年度より年次的に改修工事を行っておりますが、令和2年度に施工した河原住宅で全て完了しております。令和3年度は河原住宅の内部修繕の必要性等を調査し、総合的な修繕工事を実施してまいりたいと思います。

水道事業につきましては、創設期の施設は整備後40年以上経過するなど老朽化が進んでいることから、水道ビジョンに基づき、安全安心・強靱・持続可能な水道事業に邁進するとともに健全経営に努めてまいります。特に近年低下している有収率の改善を図るため、令和3年度から漏水調査を年次的に実施し、原因の特定と漏水箇所の修繕に着手してまいります。

また、人口減少社会や水需要の減少等水道事業が抱える課題への取り組みとして、水道事業の広域連携への検討を進めてまいります。

下水道事業につきましては、水洗化率が93.1%となっておりますが、未接続世帯への広報等により水洗化率の向上に努めると共に、施設のストックマネジメント計画に基づき、下水管渠やポンプ場施設の良好な維持管理に努めてまいります。

また、下水道事業も水道事業同様、事業を取り巻く様々な課題に対応していくため、県内全市町村が参加のもと、事業の広域化・共同化について検討会を組織しており、今後も経営の効率化に向け、周辺自治体と連携しながら検討してまいります。

なお、国道4号の拡幅事業に関連し、既設の上下水道施設が一部支障となりますので、国土交通省と連携を図り移設工事を実施してまいります。

戸別合併処理浄化槽設置事業につきましては、水洗化率が70.5%となっております現在



383基を管理しております。令和3年度は新たに設置基数5基を予定し、生活環境の改善と水質保全に努めてまいります。

下水道事業及び浄化槽事業につきましては、人口減少等による料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新経費の増大等、今後益々厳しくなる経営環境を背景に、将来にわたって持続可能な経営を確保するため、国では、令和5年度までを集中取組み期間として、公営企業会計の適用拡大を求めており、村といたしましても令和3年度において固定資産調査等を実施してまいります。

黒川地域行政事務組合の環境管理センターでは、マテリアルリサイクル推進施設整備工事が順調に推移しており、ペットボトル減容設備などの新施設も試験運転が現在行われております。一方、生活ごみの排出量は年々増加傾向にありますので、焼却施設の長寿命化のためにも、ごみの減量化の促進に向けて、分別収集の徹底をより一層図ると共に、リデュース・リユース・リサイクルの3R運動の啓発を推進してまいります。

また、不法投棄への監視強化や子ども会等による資源回収奨励金の事業につきましても継続し、循環型社会の形成に向けて取り組んでまいります。

なお、ごみ出しが困難な高齢者等への支援制度を構築し、安心安全で住みやすい生活環境の整備に努めてまいります。

環境保全活動につきましては、地球温暖化と村民の環境保全意識の高揚を図り、環境負荷の少ないまちづくりを推進するため、「万葉サンサンエネルギー発電普及促進事業」及び「万葉クリーンエネルギーカー導入促進事業」を継続してまいります。

⑤の防犯・防災についてであります。

昨年の村内で発生した交通事故件数は221件で、前年に比べ事故件数は44件減少しておりますが、4月8日に死亡事故が発生し、村民1名の方がお亡くなりになられております。死亡事故ゼロの日数は途絶えてしまいましたが、本村から悲惨な交通事故を1件でも減らすことができるよう、大和警察署をはじめとした関係機関、団体と連携を図りながら、交通安全活動を積極的に推進してまいります。

全国的に凶悪で重大な事件や事故が多発する中、昨年の大衡村での刑法犯罪件数は7件で、前年より大幅に減少しております。全国的にみられるような重大事案は発生していませんが、依然として窃盗や侵入盗などの犯罪が発生しておりますので、村内での犯罪を未然に防止し、村民の皆さんが安心して暮らせるよう、あらゆる機会を活用して防犯意識の高揚を図ると共に、大和警察署を始め防犯協会や少年保護員、小・中学校P

TAなど関係諸団体と連携を密にし、機会を捉えながら防犯パトロールを実施するなど、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

なお、全国的に高齢者の特殊詐欺被害が後を絶たないことから、令和3年度において、特殊詐欺撃退電話機購入補助事業を創設し、本村高齢者の特殊詐欺被害の未然防止に努めてまいります。

昨年、村内の火災件数は2件で、前年より3件減少しておりますが、3月には牛野ダム東側において、火の不始末から枯れ草を延焼する火災が発生しております。幸いにして大規模な延焼までには至らなかったものの、火災は一瞬にして尊い生命や貴重な財産を奪ってしまう恐ろしいものでもありますので、今後も広報紙や無線放送を通じ火災予防について呼び掛けると共に、消防団の機能充実を図りつつ消防署との連携を密にしながら、火災予防に万全を期してまいりたいと考えております。

なお、令和3年度におきましては、第7分団に辺地債を活用して小型動力ポンプ付軽積載車を配備し、消防力の強化を図るものであります。

昨年は本村への台風の襲来もなく平穏な1年ではありましたが、九州や中国地方などでは、台風10号や7月の長雨による災害が発生しております。近年の気象状況は明らかに以前とは異なっており、思いがけないときに思いがけない場所で被害に見舞われることが多くなっております。村といたしましても地域住民や関係機関を交えた防災訓練を充実させると共に、各地区の自主防災組織と連携を図りながら、自助、共助、公助をもとに一体となって災害に備えてまいりたいという風に思います。

なお、令和3年度におきましては、気象予報士を講師とした防災に関する研修会を開催し、防災意識の高揚を図ってまいります。

衡下地区に整備が進められております善川遊水地につきましては、現在、令和4年度の完成に向け、全域にわたって本格的な工事が進められております。村といたしましては、関係者の方々の声に耳を傾けながら、地元にとってより良い治水対策となるよう国に働きかけてまいります。

東日本大震災から間もなく10年になりますが、近年でも2018年北海道胆振東部地震や大阪北部地震など、日本各地で立て続けに大規模地震が発生しております。このような大規模地震に備え、少しでも人的被害を抑えるため、村では国や県の助成制度を活用し、木造住宅の耐震診断や耐震改修に要する費用、危険ブロック塀の除去に要する経費の一部について、補助金を交付する制度を創設しております。今後とも制度の内容を広く周

知すると共に、対象者への個別説明を行い、木造住宅耐震化の促進や危険箇所の除去に努めてまいります。

2月13日でありましたが、大衡村では震度5強の地震がありました。幸いにして大きな被害もないと思っておりましたが、罹災証明がぼろぼろと提出されておりますので何らかの被害が発生したということでもあります。被害にあわれた方々には心からお見舞いを申し上げる次第であります。

⑥の防衛施設周辺環境についてであります。

陸上自衛隊王城寺原演習場は、村民の皆さんの深いご理解のもとに、自衛隊の訓練の場として安定的に使用されておりますが、国に対しては、日頃からの住民の不安解消による信頼関係の構築は元より、事件・事故の防止に万全を期すよう要請しておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

また、演習場を起因とする障害防止事業をはじめとして、今後も関係機関との連携による対策を進めると共に、防衛省予算の補助事業を積極的に取り入れながら村内の諸事業の整備促進に努めてまいります。

農業用施設の基盤整備につきましては、年次計画により宮城県王城寺原補償工事事務所において、防衛省の障害防止対策事業として継続的に整備促進を図っていただいておりますが、令和3年度は金堰1号ため池附帯工事、試験湛水観測、荒川堰用水路工事、尾無堰用水路工事、金洗堰用水路工事及び雁又幹線用水路工事が行われる予定となっております。

また、善川水系及び埋川水系の堰の改修事業につきましては、上水門堰改修工事、大水門堰改修工事が予定されておりますので、村といたしましても事業が円滑に進展するよう県と連携してまいります。

2. みんなが参加し、交流でにぎわうまちづくりであります。

①の農林業についてであります。

一昨年10月の台風19号による豪雨では、村内の農地や農業用施設に多くの被害が生じましたが、復旧支援として2カ年に亘り延べ123の農業経営体に、総額5,695万6千円の補助金を交付させていただき、営農再開支援に寄与したものと思っております。これからも限りある予算の中で知恵を絞りながら、できる限りの支援を行ってまいります。

昨年のお米作況指数は、宮城県中部で102の平年並みとなりましたが、米の概算金はひとめぼれで前年度より700円減額の12,200円と、各品種とも軒並み減額となっております。

ます。

そのような中、令和3年産に係る需給見通しが昨年11月に公表され、民間在庫量を加味した全国の主食用米等の生産量は693万トンとなり、需給量の見通しは、昨年より15～24万トンの減とされております。

宮城県におきましても、令和3年産米の「生産の目安」を、県全体で33万7,133トン、面積換算で6万2,538haとし、本村には3,277トン、面積換算で624haの目安が示され、前年度比で78トン、面積換算では19haの減となっております。

令和2年の本村の実績としては、目標より約62ha、達成率で114.04%の超過達成となっておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の推移や経済状況の動向も勘案し、農家の皆さんには農業経営を考慮した水稻生産実施計画を立てて頂きたいと考えております。

高収益作物、園芸作物への転作推進につきましては、各種会議・懇談会等でも情報を提供させていただいておりますが、なかなか転換が進んでいない現状となっております。平成28年度からJA新みやぎあさひな地区本部と連携し、アスパラガスの振興に取り組んでおりますが、一朝一夕にできるものでもなく、気候・風土の関係や生産指導等の不足もあり拡大には到っていないことから、宮城県仙台改良普及センターにも相談しながら、今後も産地化に向けた取組を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、国の水田活用の直接支払交付金や産地交付金を活用することにより、米であっても主食用以外と組み合わせることで、手取りの確保や向上も可能となりますので、農地の条件や各農家の状況に応じて、柔軟に取り組んで頂きたいと考えております。

野菜等の園芸作物の生産振興につきましては、JA新みやぎあさひな地区本部と連携し、米だけに頼らない経営を推進すると共に、農産物直売所「万葉・おおひら館」への出荷促進を図るため、農業用ビニールハウスの設置に対する助成事業も継続してまいります。

平成29年度から村単独助成制度として実施しております農業環境整備支援事業につきましては、これまで多くの方々に補助金を活用していただいておりますが、今回新たに道路運送車両法の改正に伴う、大型特殊免許の取得費用支援を追加し、農業経営を行う皆様の農作業の効率化や省力化、負担軽減による農業経営の維持・安定への取り組みに継続して支援してまいります。

地域の農業の担い手である認定農業者や集落営農組織への設備投資、組織立ち上げに対する無利子貸付制度につきましては継続し、農作業の効率化の支援をしてまいります。

畜産につきましては、素牛市場価格は若干下がってきているものの、引き続き高水準を維持しておりますが、一方で配合飼料の価格は高止まりしており依然として厳しい状況にありますので、繁殖牛導入に係る基金貸付事業や雌牛登録事業、自家保留牛対策事業、また、和牛の産地確立と品質の底上げを一層図るための管内肥育素牛販売促進対策事業等、畜産経営支援を継続してまいります。

特用林産物である原木しいたけ露地ものにつきましては、福島原発事故による放射性物質汚染により出荷制限や出荷自粛をしておりますが、県の「きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル」に基づく放射性物質低減のための栽培管理に取り組んでいる生産者につきましては、出荷自粛の一部解除も行われております。今後も消費者に安全安心な林産物を提供できるよう引き続き県と連携を図りながら支援してまいります。

林業の持続的な発展と森林の有する多面的機能の発揮を目的とする森林経営制度に基づき、令和3年度は、村内の森林管理及び経営の現状を把握するため、森林環境譲与税を原資とする森林環境整備基金を活用し、「森林経営管理制度意向調査」を実施し、今後の森林管理に有効活用してまいりたいと考えております。

本村西部地区を中心に深刻な問題となっております、イノシシによる農作物被害対策につきましては、被害が村内全域に拡大しており村全体の問題となっております。大衡村鳥獣被害対策実施隊の皆様には、イノシシ捕獲用罠の設置や見回り、捕獲・処分等、被害の防止等に昼夜を問わずご尽力いただきしており、この場をお借りして御礼を申し上げる次第であります。

なお、昨年、見回りの負担軽減を目的に捕獲通報システムを導入し運用しておりますが、地域全体での取り組みが不可欠になると共に、隊員の活動にも限界がありますので、鳥獣被害対策実施隊員の総数が30名になるよう、令和3年度においても免許取得に係る助成事業を広くPRし、引き続き体制の強化を図ってまいります。

また、農作物被害を防止するための電気柵の設置に加え、防護柵の設置に対する補助も継続してまいります。

鉾害復旧事業として整備された上北沢排水処理場につきましては、施設整備後45年が経過しておりますので、令和2年度において策定した長寿命化計画に基づき、計画的な施設の維持管理を図ってまいります。

②の工業についてであります。

企業誘致につきましては、第二仙台北部中核工業団地に、電子部品や自動車部品など

の生産設備を製造する、「グローテック株式会社」の本社工場が昨年10月から操業を開始しており、半導体製造装置部品のアルマイト処理加工を手がける「株式会社イズミテクノ」宮城工場も、4月の操業開始に向け建設が順調に進んでおります。

また、トヨタグループの自動車樹脂部品製造の「豊田合成株式会社」の進出が決定し、更には大衡工業団地のB地区に総合物流業の「株式会社東日本エース」の進出が決まり、大衡工業団地は全て分譲完了となります。今後は、進出企業が円滑に操業できますよう、村としても最大限の支援を行うものであります。

企業誘致は、村民の雇用機会の創出及び自主財源の増加が大いに期待されるものであり、首都圏や中部地方にある本社との交流において、業界の動向把握に努めながら、宮城県とも連携を図りながら、さらなる企業誘致に取り組んでまいります。

また、コロナ禍における企業の雇用状況等を勘案し、継続的な企業運営が展開できますよう定期的な村内企業の訪問を行い、直接、現状や要望などをお聞きしながら、支援を図ってまいります。

地産地消、車両購入の補助事業であります。昨年、新たな小型SUVの村内生産が開始されるなど対象車種も拡大しており、自動車関連産業の振興・発展並びに村民の負担軽減を図るため、一層の周知に努め継続してまいります。

中小企業者を支援するため、小規模事業者経営改善資金、マル経資金と言うそうですが、これに係る利子補給等を継続してまいります。

③の商業についてであります。

農産物展示販売所「万葉・おおひら館」も多くの皆様に広く知られる施設となっており、村内外からの買い物客も増加しております。村内で生産された農産物や県内の地場産品などの販売拡大と共に、村の情報の発信基地としての機能がより充実するよう、指定管理者である万葉まちづくりセンターと連携して取り組んでまいります。

「くろかわ商工会」への運営支援につきましては、会員への的確な経営指導などにより商工業が振興発展されますよう、引き続き管内1市2町と連携を図りながら継続してまいります。

くろかわ商工会大衡支部事業として5年目となる2割増商品券発行事業につきましては、村民の認知度も向上しており、2割増相当額及び経費の一部について支援を継続し、村内での消費拡大による経済活動の活性化を図ってまいります。

また、昨年10月に商工会で実施されました「おおひら弁当市」につきましては、コロ

ナ禍の中でも多くの方々が来場し好評でもありましたので、令和3年度は村でも支援をして参りたいと考えております。

産学官連携となる地場産品創出支援奨励事業につきましては、3年計画の2年目となりますので、円滑に進むよう継続してまいります。

④の観光についてであります。

万葉クリエートパーク並びにおおひら万葉パークゴルフ場につきましては、村内外から多くの皆様に利用していただいております。本村最大の観光スポットになっております。中でも平成16年にオープンした、おおひら万葉パークゴルフ場は、令和2年11月16日に来場者が累計100万人を超え、記念式典を開催しております。一方、万葉クリエートパーク内の施設につきましては、整備後17年以上が経過し、遊具など老朽化した施設もあることから、公園施設長寿命化計画に基づき、年次的に施設更新を行いながら、今後も指定管理者と共に適切で効果的かつ効率的な維持管理に努めてまいります。

なお、令和3年度から、より多くの村民の皆さんにパークゴルフ場をご利用いただけるよう、毎月1回の村民無料開放日を設け、これまでパークゴルフ経験の無い方々も含め、幅広い世代の方々に、健康増進と親睦融和の場としてご利用していただきたいと考える次第であります。

昨年誕生したイメージキャラクター「ひら麻呂」につきましては、着ぐるみも活用しながら、大衡村PR大使として新たな観光振興の推進のため、村内外の様々な行事においてPR活動を行ってまいります。

⑤の交流活性についてであります。

コロナウイルスの影響により、毎年恒例の「万葉まつり」や「ふるさと祭り」は昨年、中止を余儀なくされましたが、令和3年度の開催にあたっては、感染症予防対策を徹底しながら、来場者に喜んでいただけるような催事となりますよう、実行委員会においてご意見を頂きながら、コロナ禍におきましても知恵を絞って魅力ある実施可能なイベントにできるように思っております。

本村に立地している各企業は、本村のみならず県内の広域的な雇用の受け皿として、就業者の集積地となっていることから、村内工場等連絡協議会や商工会大衡支部とも連携して企業懇談会を開催するなど、企業との交流活動を推進してまいります。

また、友好交流都市である岩手県金ケ崎町とは、今後も産業、文化、教育など、幅広い分野での交流を具現化してまいります。

包括的連携協定を締結しております、尚絅学院大学との連携につきましては、現在進行中の地場産品の開発をはじめ、イベントへの相互参加等、交流連携をより一層推進してまいります。

また、昨年8月には、株式会社七十七銀行と「地方創生に向けた包括連携協定」を締結しておりますので、双方の資源を効果的に活用し、地域経済の持続的発展を推進してまいります。

### 3. みんなが支え、子どもがたくましく育つまちづくりであります。

#### ①の子育て支援についてであります。

万葉すくすく子育てサポート事業につきましては、防衛施設周辺整備調整交付金基金事業を活用しながら、出生から18歳までの子どもの医療費完全無料化を継続し、安心して子育てができる環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

子どもが健やかに育つ環境づくりを推進するため、給食費の負担軽減の措置や延長保育、一時預かり、障害児保育事業、地域子育て支援センターに対する補助についても継続し、引き続き子育てを支援してまいります。

児童館につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、保護者の就労等により家庭で児童を見る方がいないなどの理由で、児童館の利用が必要とされる方以外は、できるだけ自宅で過ごしていただくなど、3密を防ぐ対策を講じながら開館してまいりました。今後も感染防止策を講じながら、児童の健全育成に万全の態勢で臨んでおり、コロナ禍で制限のある中、自主事業の実施や職員の資質向上を図り、遊びを通して児童の健康増進と豊かな情操を育むよう努めてまいります。

近年、親などによる子どもへの虐待が全国的に深刻な社会問題となっており、村としましても昨年、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、更には、「子育て世代包括支援センター」の開設、令和3年度からは「子ども家庭総合支援拠点」も設置されますので、宮城県中央児童相談所をはじめとした、各関係部署との連携を密に図りながら、子どもの保護と支援に取り組んでまいります。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

午前10時56分 休 憩

---

午前11時15分 再 開



議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

引き続き申し上げます。

#### 4. みんなが健康で元気なまちづくり

その中の①の福祉についてでございますが、高齢者福祉につきましては、今後より一層高齢化が進展していく中で、高齢者等の社会参加の促進と、元気で生きがいのある生活を送ることができるよう、移動手段の確保が困難な高齢者や障害者等を対象とした「高齢者等タクシー利用助成事業」を、引き続き実施してまいります。

昨年から準備を進めてまいりましたシルバー人材センターは、2月に設立総会並びに開所式が行われ、令和3年度から業務が開始されることとなりますので、会員の皆様には、今まで培われてきた知識や技能を活かして、豊かなライフスタイルを保ち続けていただきたいと願っております。

介護保険事業につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、「介護・医療・予防・生活支援・住まい」などのサービスを、一体的かつ継続的に提供する「地域包括ケア」の構築を目指してまいります。

また、地域包括支援センター機能の充実を図り、心身共に健康な状態を維持し続けるための予防対策や、健康づくりに積極的に取り組むと共に、事業者が提供するサービスの質の向上に努め、地域全体で支え合う仕組みづくりと、高齢者を支える環境づくりを推進してまいります。

障害者福祉につきましては、本村の障害者施策の基本理念である「誰もが地域で自分らしく安心して生活できるまちおおひら」を実現するため、第6期障害福祉計画を基本に障害福祉サービスの質の向上を図ると共に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を計画的に実施してまいります。

村内にある障害福祉事業所「わ・は・わ大衡」と、「大衡村社会福祉協議会」との連携を密にしながら、ニーズに応じたサービスの提供を行い、村独自事業の「利用者負担額助成事業」や、「障害児子育て支援事業」を継続すると共に、地域活動支援センターの充実を図り、身体・知的・精神障害者並びに難病患者等の地域活動の促進に取り組んでまいります。

また、障害のある方を抱える家族の緊急時に備え、365日、24時間の受入れ体制の整

備を行う地域生活支援拠点等整備事業が、社会福祉法人みんなの輪、るーぶ大衡を拠点として、運営が開始されておりますので、今後も事業実施者と連携を図りながら、基本理念の実現を目指してまいります。

②の医療についてであります。

乳幼児等の予防接種につきましては、任意接種となっております「おたふくかぜ」の予防接種の助成や、中学3年生を対象とする「インフルエンザ」の予防接種に対する助成を継続すると共に、「風しん抗体検査及び風しんワクチン予防接種費用助成事業」も引き続き実施してまいります。

特定健康診査につきましては、受診率の向上に努めると共に、県内上位に位置する肥満者やメタボリックシンドローム該当者割合の改善を図るため、特定保健指導を継続し、健康増進計画「第2次おおひら健康プラン21」に基づき、「やさしさと安心が実感できるまちづくり、健康づくりの推進」を基本理念に、村民の一人ひとりが、「自分の健康は自分で守る」という意識をもって、積極的な疾病予防・健康増進に取り組めるよう支援してまいります。

健康寿命の延伸は、生活の質の向上にもつながることから、黒川圏域糖尿病性腎症重症化予防事業を黒川医師会と連携しながら、糖尿病の重症化予防を進めてまいります。

また、運動は生活習慣病の改善・予防効果や将来的な運動器症候群の予防、認知症予防に有効であることから、運動習慣の定着を目標とし、ウォーキングマップや「万歩計貸出事業」などを通して、運動量増加につながる活動を啓発してまいります。

全ての65歳以上の方を対象とし、運動器機能向上、認知症予防、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり予防の一般介護予防事業を充実してまいります。

また、75歳以上の方には後期高齢者健康診査を引き続き行ってまいります。

がん対策につきましては、がん検診における自己負担額の軽減を継続し、50歳以上の胃がん検診においては、X線バリウム検査に加え内視鏡検査を導入した選択制とし、乳がん検診においては、令和元年度よりマンモグラフィ検査が実施できる医療機関を増やしており、検診が村民の皆様にとってより効果的になるように、関係機関との連携を強化し万全の態勢で臨んでまいります。

なお、がん治療からの社会復帰を支援していくことが肝要となりますので、医療用ウィッグ等に対する助成事業を継続してまいります。

少子化対策支援につきましては、医療保険が適用されず、高額な治療費になる特定不

妊治療を受ける夫婦の経済的な軽減を図るための助成を、引き続き実施してまいります。

感染症予防対策につきましては、昨年より新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっており、本村においても日々の生活は一変し、「3密を防ぐ」、「新しい生活様式」を取り入れるなど、マスクの着用や、手洗い消毒は欠かせないものとなっております。

また、今後新型コロナウイルスワクチン接種が開始されることから、ワクチンの効能に期待すると共に、引き続き感染症拡大の防止対策に万全を期し、村民の皆様の備えにつきましては随時啓発してまいりたいと考えております。

国民健康保険事業につきましては、財政運営の責任主体である県と市町村が、共に国民健康保険の運営を担う保険者として適切に事業運営を行うと共に、国保財政基盤の安定化を最優先課題とし、さらなる医療費適正化を図るため、40歳から74歳までを対象とする特定健康診査及び特定保健指導により、生活習慣病の予防や早期発見のため受診体制を充実させると共に、健診未受診者への積極的な勧奨を行い、受診率の向上に努め、被保険者の健全な生活習慣の確立に向け啓蒙普及活動を行ってまいります。

国保会計につきましては、県より示されました納付金及び標準保険料率を基に、保険税の収納予定を見込み、繰出し基準に基づく一般会計及び財政調整基金からの繰入により、国保財政の健全化に努めてまいります。

#### 5. みんなが集い、つながるまちづくりであります。

##### ①のまちづくりについてです。

「開かれた行政」の体制として、情報公開を進めると共に、村民の皆さんが自ら参画、行動できる地区活動を支援してまいります。

また、イベント等を実施する場合は、企画の段階から参画していただきながら、住民の皆さんとの協働活動を進めると共に、村や地区及び諸団体等の動向を「広報おおひら」や、「村ホームページ及びSNS」において広く発信し、情報提供の充実と共有化に努めてまいります。

##### ②の高度情報化についてであります。

本村の公式ホームページを最大限かつ効果的に活用し、各種行政サービスに関する情報提供を進めると共に、本村の現況の姿をできるだけ詳細に理解して頂くため、適時・的確な情報発信に努めてまいります。

なお、令和2年度において、より多くの皆様に関覧していただけるよう村公式ホーム

ページのリニューアルを実施しており、現在4月1日の運用開始に向け、移行に伴う作業を行っております。

社会保障と税など各種制度における効率性・透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保することを目的とした個人番号制度、マイナンバー制度であります。平成29年11月から本格運用が開始されておりますが、マイナンバーカードの取得状況は本村では20%程となっております。令和3年3月からは健康保険証としての利用が予定されており、国では令和4年度末には、ほぼ全国民の取得を目指しておりますので、マイナンバーカードの有用性をお知らせすると共に、申請機会の拡大を図ってまいります。

また、マイナンバーカード取得者が、コンビニ等に設置されているキオスク端末を利用し、居住する市区町村の区域を越えて住民票の写しや、印鑑登録証明書等の各種証明書を、ワンストップで受け取ることが可能となる自動交付システムを構築し、住民サービスの向上に努めてまいります。

③の行政運営についてであります。

本村の行政は、令和2年3月に策定した「第6次大衡村総合計画」の基本構想・基本計画、毎年度の実施計画により諸事業を進めております。年度ごとに進行管理を行いながら計画に即した目的達成に努めております。

また、「大衡村公共施設等総合管理計画」に基づき、村が保有・管理する公共施設の調査・分析、施設の再配置や統廃合、中長期的なメンテナンスサイクルの構築等、公共施設の最適化の実現に努めてまいります。

④の財政運営についてであります。

住民自治を支える根幹である税収を確保するため、令和3年度税制改正大綱の趣旨に基づき、各税目の課税客体的確な把握に努めると共に、納税者の立場に立ち「公平・透明・納得」のもとに適切に業務を執行してまいります。

また、納税者の利便性向上のため、4月から村税等は、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリでの納付が可能になりますので、これまで同様、期限内納付にご協力いただきますようお願い申し上げます。

村税等の収納未済額縮減対策につきましては、庁内の対策本部及び幹事会の開催による収納の推進、並びに宮城県地方税滞納整理機構へ職員を継続派遣し、滞納整理の知識や徴収技法の向上を図ると共に、仙台北県税事務所と黒川地区4市町村の徴収担当職員で構成する「チームT.O.T.O」においては、チームメンバーが他市町村の職員も兼

ねる「相互併任制度」を活用し、県税や市町村間で重複する滞納者、村県民税の特別徴収義務者の滞納がある案件や、単独では滞納整理が困難な案件について、情報を共有し、催告や徴収、財産の調査、搜索等による差押えを協働で行い、収納未済額の縮減に努めてまいります。

財政運営につきましては、財源の確保と経費の節減を図ると共に、民間活力の導入等についても視野に入れて、健全な財政運営を図ってまいります。

⑤の広域行政についてであります。

本村単独で進めるより、広域で進めた方が、より経済的・効果的に推進できる事案などにつきましては、「黒川圏広域行政推進協議会」や「仙台都市圏広域行政推進協議会」などにおいて検討しながら、広域行政事業を推進してまいります。

以上、教育部門につきましてはこの後教育長に発言をしていただきますが、令和3年度の施政方針と合わせまして、当初予算の概要を申し上げます。本定例会にご提案いたしました案件は、人権擁護委員候補者の推薦2件、条例の一部改正9件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定1件、請負契約の変更関係2件、令和2年度各種会計予算の補正7件、令和3年度各種会計予算を定めることについて7件、合わせて28件を提案するものであります。

よろしくご審議をいただき原案どおりのご可決を賜りますようお願い申し上げ、施政方針並びに招集の挨拶、提案理由といたします。

議長（細川運一君） 教育長、登壇願います。

〔教育長 庄子 明宏君 登壇〕

教育長（庄子明宏君） おはようございます。

続きまして教育行政について述べさせていただきます。

地域住民の意向をより一層反映させるとともに、地方公共団体における教育・学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されてから6年が経過し、村長部局と教育委員会が緊密に連携を図りながら、教育に関する施策を推進してまいりました。本村においては、平成27年度に「総合教育会議」を設置し、「教育振興に関する施策の大綱」を策定して村長部局と教育委員会が教育の課題やあるべき姿を共有し、具現化に向けた施策の方向性を確認しながら、協力して教育行政の確実な遂行に向け日々邁進してまいりました。

また、「第六次大衡村総合計画」及び「教育振興に関する施策の大綱」との整合を図りながら、グローバル化やICTの進展などの急激な教育環境の変化に対応すべく、新しい時代に即した教育施策を進めてまいります。

学校教育につきましては、令和2年度初めの4月から5月は新型コロナウイルス感染症による臨時休業や、6月に学校再開となったものの分散登校とするなどの対応、また、「新しい生活様式」の徹底による感染防止対策、更に年間授業時数を確保するため多くの行事などの中止をせざるを得ない等、今までにない学校経営が求められました。

現在も新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況となっておりますが、児童生徒の健康を守ることを一番に考え、「新しい生活様式」を徹底させ、今後の感染状況に応じて適切な対応をしてまいります。

令和3年度から中学校において新学習指導要領が完全実施となりますので、小・中学校とも新学習指導要領の「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む」という基本方針に基づき、その対応を進めてまいります。将来の予測が難しいこれからの社会においても、大衡の子ども達が広い視野を持って志高く未来を切り開いていくことができるよう、「生きる力」の礎となる確かな学力の育成に向け、学校組織及び教育環境の整備・充実を図ってまいります。

そのために、本村の良さを活かし、「地域に開かれた教育」、「信頼される学校づくり」を推進するとともに、将来この大衡村を背負っていく子ども達にとって必要な規範意識や公共の精神・生命や自然を尊重する心、他人を思いやる気持ちなどの人間性や社会性を育むため、道德教育や奉仕活動、体験活動の充実を図ってまいります。

一方、社会の変化に伴い、村内においても核家族化が一層進み、家庭の教育力の低下が大きな課題となっております。もはや学校だけ、家庭だけで子ども達を教育することは難しい時代であり、学校、家庭、地域が手を携え、共通の思いのもと地域の宝である子ども達を協力して教育していく体制づくりを行ってまいります。

小・中学校におきましては、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえながら、県教育委員会が進めている「学力向上に向けた5つの提言」を具現化することにより、子ども達の学力向上に向け取り組んでおります。一村一校ずつという利点を生かして学習面においても小・中学校の連携を進めております。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校の連携事業が実施できない状況でありましたが、令

和3年度においては、相互の授業参観や授業、指導法等についての話し合い、また、研修の機会を設けるなどの連携を図り、共通理解のもと、義務教育の9年間で子ども達に力を付けることができる教育を目指してまいります。

また、令和3年度においては、児童生徒の更なる学力向上を図るため、教育委員会が主体となり、中学3年生を対象としたコースと小学5年生から中学2年生を対象としたコースの仮称「大衡塾」の開催を計画しております。

いじめ対策につきましては、「大衡村いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題対策協議会等の組織を活用し、子ども達が毎日安心して通うことのできる学校の第一歩として、広く村民の皆様にも協力をいただき、「いじめのない大衡村」を目指してまいります。本村では重大な事案は発生していませんが、いじめは、被害を受けている子供が「いじめ」と感じたら「いじめ」として組織的に対応することが義務付けられております。初期段階におけるいじめのサインを見逃さないことが大切であり、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、いじめを絶対に許さないという環境を醸成することはもとより、不測の事態が起きた際にも、迅速に対応できる体制を整えてまいります。

また、不登校への対応につきましては、前年4月に子どもの心のケアハウスを立ち上げ10月に「ききょうルーム」を開設し、不登校児童生徒や保護者の相談、通所者の学習支援に取り組んでおり、また、学習の遅れが不登校の原因の一つとなることから、学校に出向いての学習支援を行うなど精力的に活動しております。その結果子どもたちに自立心や学習意欲の向上などが見られておりますので、学習支援の強化のためスタッフの増員とスクールソーシャルワーカーをケアハウス配置とする体制強化を図り、また、学校や関係機関、スクールカウンセラーと連携しながら、児童生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな対応をしてまいります。

1. みんなが支え、子どもがたくましく育つまちづくりについて述べさせていただきます。

①学校教育についてです。

Society5.0時代に生きる子どもたちに、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用や学びの保障を進める国のGIGAスクール構想の加速化に対応するため、令和2年度において全国的に児童生徒1人1台の端末整備と各学校の高速大容量通信ネットワーク環境の整備が急激に進み、本村においても、小・中学校児童生徒1人1台の端

未整備とインターネット通信環境の整備を進めており、令和3年度から本格的に利用を開始することとしております。

授業においては、小・中学校ともに英語を含む5教科に対応したクラウド型の「タブレットドリル」を全学年に導入し、端末を利用して児童生徒一人一人の理解度や状況に合わせたきめ細かな対応が可能となり、また、児童生徒の学習に取り組む姿勢への良い影響と、学力の向上につながるものと期待しているところでもあります。

学校教育は、小学校に入学してから始まるのではなく、すでに幼児期から始まっていると言われております。生涯にわたる人間の基礎が培われる幼児期は大変重要な時期であり、幼児に対する保護者の教育力の向上を重要課題として、心身ともに健やかな子どもの健全育成を図るためには地域や家庭などとの連携が不可欠であります。

幼児期から中学校まで一貫した教育目標の下、大衡の子どもたちを育てていくために、おおひら万葉こども園と小・中学校においては、これまでも行事や授業等を通じ連携を図ってまいりましたが、今後も更に連携を深めながら、小学校、中学校へと円滑な移行を進めてまいります。

小学校におきましては、「人間性豊かな心をもち、社会の変化に主体的に対応し、たくましく生きる、心身ともに健康な子どもを育成する」という学校教育目標の下、めざす学校像を「子どもが輝き、地域に信頼される学校」とし、その具現化に向けて努力事項を設定し取り組んでおります。引き続き、基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるとともに、異年齢集団活動や読書タイム、食育の授業等を通して心を育む教育活動の充実に取り組んでまいります。

村単独予算による学習支援員の配置につきましては、特別支援学級在籍の児童及び通常学級に在籍しているものの支援が必要と思われる児童に対して、子供たち一人一人に寄り添った指導を行うため、令和3年度も継続して配置してまいります。

更に、現在算数の授業において実施しております少人数指導による学習指導を継続するために、引き続き村単独予算により非常勤講師1名を配置してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症感染防止を図るため、水道やトイレなどの消毒作業等を行う、スクールサポートスタッフ1名を配置してまいります。

放課後子ども教室事業につきましては、学力向上の観点から1年生から4年生までを対象に今後も継続してまいります。

小学校の遊具につきましては、学校における日常点検や年1回の定期点検等の実施、



また、使用にあたっては、児童への安全な使用の仕方の指導と教職員や学習支援員などによる見守りを行うなどして安全使用に努めておりますが、それぞれ設置以来相当年数が経過し老朽化が進んでいる状態となっておりますので、現行の文部科学省の整備指針及び国土交通省の遊具の安全確保に関する指針、また、より安全を確保するため一般社団法人日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準に基づいた遊具への更新を検討してまいります。

中学校につきましては、本村の教育目標である「豊かな感性とたくましさおもいやりを培う学校」を受け、「自学・自律・敬愛」を校訓に、学校教育目標の「志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を身に付け、健康で心豊かな生徒を育成する」の具現化を目指し、生徒一人一人の実態に合わせた教育活動を推進しております。「確かな学力」の向上に向けて、生徒の学習意欲向上のための授業づくりや家庭学習の充実等に取り組んでまいります。また、心身の成長を大切に、引き続き志教育の充実や豊かな心を育てる体験活動の推進に努め、ふるさと美術館を活用した授業も積極的に行い、「生徒が行きたいと思える学校」、「家庭や地域に開かれ、生徒や保護者、地域住民から信頼される学校」を目指してまいります。

学習支援につきましては、小学校と同様に、学習環境の充実を図るため、村単独予算により、特別支援学級在籍の生徒及び通常学級に在籍しているものの支援が必要と思われる生徒に対して、学習支援員を配置し、引き続き手厚い支援を行ってまいります。

更に、専門性を生かした指導を行うため、村単独予算による講師1名を配置してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のための、スクールサポートスタッフを小学校同様に1名配置してまいります。

中学校校舎につきましては、平成15年度に冷暖房設備の設置や耐震構造設備の整備等大規模改修工事を行っておりますが、屋上防水機能の低下による雨漏りや内壁の剥離等が見られる状況となっております。現在老朽化実態調査に基づく学校施設長寿命化計画を策定中でありますので、その計画を踏まえて大規模改修を検討してまいります。

学校給食センターにつきましては、児童生徒に栄養とバランスのとれた安全で安心な給食を提供し、健康の増進、体位の向上を図るとともに、望ましい食習慣の形成を通して、児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的に、よりよい運営を行ってまいります。

学校給食用食材の米や野菜などにつきましては、引き続き地元大衡産の農産物を積極的に取り入れ、地産地消に努めるとともに、生産者と児童・生徒の交流会の機会を通じ、地域産業としての農業や食文化に対する理解を深めてまいります。

また、保護者の教育費の負担軽減に寄与し子育てを支援するため、村立の小・中学校に通学する児童生徒の給食費の全額免除と、村外の小・中学校へ通学している児童生徒の給食費助成を継続してまいります。

新学校給食センターの整備につきましては、令和2年度に策定した基本構想・基本計画及び基本設計に基づき、令和3年度に実施設計を行う計画としており、また、改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法において学校を特定建築物とする改正が行われておりますので、新学校給食センター整備事業において、中学校への給食運搬兼用のエレベーター設置も併せて行い、建築物移動等円滑化基準への適合施設とする計画であります。

## ②文化活動についてです。

芸術文化の振興につきましては、村指定無形民俗文化財「大瓜神楽」の保存・伝承活動に引き続き支援をしております。

また、本村の創作舞踊である「万葉おどり」につきましても、「おおひら万葉おどりききょう会」と共に児童館での練習会を開催し、引き続き普及拡大に努めてまいります。

更に伝統芸能の創造をめざし取り組んでおります「大衡悠神太鼓」についても、引き続き育成と支援に努めてまいります。

ふるさと美術館の運営につきましては、名誉村民である菅野廉画伯の常設展を基本としながら、美術大学や他美術館との連携を図った魅力ある企画展を実施し創意工夫を図るとともに、村民の皆さんをはじめ多くの方々が生身近に、そして気軽に芸術文化に触れることができる、愛される美術館を目指し、年間を通して効果的な事業運営に努めてまいります。

図書室につきましては、今年の4月に万葉研修センターの1階ホールの図書室から村多目的施設に移転オープンし、1,500冊の新書を購入して、約8千冊の蔵書を揃えて準備しております。今後も村民の皆様からリクエストなどをいただきながら随時新刊図書の拡充を図り、誰もが気軽に利用していただける図書室を目指し、村広報紙などで図書情報を適宜提供するとともに、利用促進に努めてまいります。

また、コミュニティや研修の場として多くの方々に利用していただいている万葉研修

センターの各施設につきましても、引き続き良好な管理運営に努めてまいります。

指定管理者により管理運営している大衡城青少年交流館、ふるさと美術館、楽天イーグルス大衡球場、多目的運動広場の各施設につきましては、指定管理者と十分連携を図りながら、利用者の利便性向上と効率的な運営に努めてまいります。

## 2. みんなが健康で元気なまちづくりについてです。

### ①生涯学習についてです。

生涯学習の推進につきましては、多様化する学習ニーズを的確に把握し、村民一人一人が生涯を通じて主体的に学ぶことができ、更には、その成果を地域社会に還元できる生涯学習社会の実現を目指して、青少年教育をはじめ、成人教育、家庭教育、芸術文化などの多岐にわたる分野について、幅広い学習機会をきめ細かく提供してまいります。また、「地域の子どもは地域で育てる」を目標に、家庭・地域・学校など関係機関が協働して、子どもを育てる環境の整備、協働教育事業を実践してまいります。

公民館の活動につきましては、お茶っこ会や趣味の講座をとおして、どなたでも気軽に利用できる施設となるように適正な維持管理に努めると共に、教室や講座、趣味の作品展、新年会、成人式など諸事業の充実を図り、村民の皆さんと共に歩む公民館活動を展開してまいります。

### ②スポーツ・レクリエーションについてです。

スポーツ・レクリエーションの取り組みにつきましては、村民レクリエーション大会をはじめとする各種スポーツ大会の開催を通して、村民誰もがスポーツやレクリエーション活動に参加し、生涯にわたって充実したスポーツライフを送れるような環境づくりに努めてまいります。

また、初心者や中級者向けのパークゴルフ教室や小学生に運動能力の向上を図るスポーツ教室、トヨタ自動車東日本株式会社ソフトテニス部員によるテニス教室を継続して開催し、スポーツ技術の向上にも努めてまいります。

各村民体育施設につきましては、各施設の適切な維持管理・運営に努め、村民の皆さんが気軽にスポーツに親しめる環境の提供に努めてまいります。

## 3. みんなが集い、つながるまちづくりについてです。

### ①コミュニティについてです。

各地区における分館活動につきましては、地域の活動拠点として地域の皆さんが集い、健康の維持増進や、教養並びに生活文化の向上を図ることで、心身共に充実した生活を

送ることが重要ですので、地域住民のコミュニティづくりのため、住民参加型事業の充実に向けて努めてまいります。

以上、教育部門について述べさせていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を午後1時といたします。

午前12時00分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

副議長（佐藤 貢君） 休憩前に続き会議を開きます。

細川議長は通院のため、早退届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項により、副議長の私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第4 一般質問

副議長（佐藤 貢君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制として実施してまいります。

それでは、通告順に発言を許します。

通告順1番、佐野英俊君、発言願います。

2番（佐野英俊君） 皆さん、ご苦労さまです。

午後1番、一般質問、通告順位1番佐野英俊であります。

水道事業の課題と取組について、一問一答で質問いたします。

私は昨年9月召集の議会定例会におきます令和元年度会計決算審査特別委員会の総括質疑において、件名を「水道事業の老朽化対策について」とし、漏水などの無効水量が多く対策の遅れも感じられ喫緊の課題として考える必要があるのではと質問しましたが、これらの内容を議会だよりでご覧になった方から、毎日520トン防火水槽で13個も無駄にしてんのすかや、水道管も古くなってっぺから漏水もあんだべもんねと、そんな声をいただきました。

決算特別委員会の総括質疑の際にも申し上げましたが、平成10年度に発行された大衡村水道のあゆみによりますと、本村の水道事業の計画、整備に携わった当時の諸先輩方は、荒廃した王城寺原演習場との因果関係を訴え続け、全国で初めて国を口説き防衛補助事業として事業採択に至った並みならぬ苦労の様子が記録されておりました。

そのような努力により、防衛からの補助を受けて着々と給水にむけ事業が進められ、昭和55年4月には村内の一部への給水が、そして昭和60年4月には全村への給水が始まったわけであり、一部地域への給水開始から見ますと既に40年以上経過し、管路施設をはじめ排水設備などにおける予想できない重大事故の発生をも心配し、老朽化が進む水道事業の次の点について伺います。

1点目は、有収率についてであります。令和元年度の実績は75.8%で、前年度よりも4.5ポイント減でありました。そのようなことで、ここ近年の変動している有収率をどのように分析しているのか。

2点目として、将来の水道事業を描いた平成29年度に策定した水道ビジョンの取組状況はどのように進んでいるのか。

3点目に、施設設備関係において、直面している課題とそれらへの対策や計画はどのようなになっているのか。

最後に、今期定例会に提出の令和3年度予算において計画する老朽化対策事業があるのか。あるのであれば、それらの概要は。

以上の4点について質問いたします。よろしく願いいたします。

副議長（佐藤 貢君） 村長、答弁願います。

村長（萩原達雄君） 佐野英俊議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目であります。近年変動している有収率をどう分析しているかというご質問であります。大衡村における過去5年間の有収率は平成27年度が81.8%、平成28年度が88.8%、平成29年度が85.7%、平成30年度が80.3%で80%以上を保ってきたわけでありまして、令和元年度が75.8%と70%代になったわけでありまして。

なお、平成27年度に衡東地区内で漏水が確認されたことから、修繕工事を実施した結果、翌年度には7%の改善が図られましたが、平成29年度以降は、再び有収率がだんだんと下降してきているという現状になっておるところであります。

漏水の原因は、施設の経年劣化が主なものと考えておりますけれども、これまでも漏水を発見した箇所から順次修繕工事を実施してはいるものの、漏水箇所を特定できない箇所があることも有収率の悪化を招いている一因であると、こういうふうに認識をしておるところであります。

次に、2点目の平成29年度に策定した水道ビジョンの取組状況はというご質問であります。村では将来を見据えた水道事業の理想像を明示するとともに、その理想像を具

現化するため、大衡村水道ビジョンを平成30年3月に策定しております。この水道ビジョンでは、現状と課題を整理した上で水道事業を取り巻く環境の変化に対応しつつ、持続、安全、強靱に関する将来に向けた理想像を設定しており、それぞれの理想像を実現するための方策を講じることとしております。

具体的な取組としては、経営や管理の一体化、施設の共同化等、広域化を図ることを目的として、平成30年度より宮城県水道事業広域連携検討会による広域連携の検討のほか黒川4市町村による検討会を開催しておりますが、アセットマネジメントの策定や施設の耐震化等については、着手できていない状況にあります。

次に、3点目の施設設備で直面している課題と対策はということですが、近年の課題といたしましては、戸口配水池をはじめとした配水池の計装設備や中央監視システム等の老朽化が上げられ、平成28年度以降緊急性のあるこれらの施設更新を優先し、対策工事を実施しておりますが、施設の多くは標準耐用年数を大きく超過しており、保守点検業務で計器類の構成や点検を行っているものの、突発的な故障により断水が生じることも懸念されますので、予防、保全も含めた更新工事が必要になるというふうに考えております。

また、1点目のご質問にもありましたとおり、有収率の低下が課題と認識をしておるところであります。

次に、4点目の令和3年度計画の老朽化対策事業はとのご質問ですが、令和3年度においては、漏水箇所を特定するための布設延長の約9割に当たる約116キロメートルの漏水調査を実施し、対応策の検討に取り組む計画としておるところであります。

以上、お答えをいたしました。よろしく申し上げます。

副議長（佐藤 貢君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 先日、一般質問通告させていただきまして、その後に予算書の配付があったわけでありまして。本日は施政方針を村長のほうから聞いたわけでありましてけれども、これらを通して大方の方向づけ、答えは見えるものがある、そういう気持ちであります。

しかし、一般質問通告させていただきましたので、何点か確認の意味で質問させていただきます。

まず、1点目の近年変動している有収率についてであります。施設の経年劣化による漏水が有収率の悪化を招いているとの答弁をいただきました。

私もそのとおりと思います。そういう中で、まず伺いたいのは、給水から40年以上経

過する本村の水道事業として理想とする有収率、目安とすべきところほどの程度と考えているのか。また、これは単純に比較することはできないとは思いますが、公表されている最近の全国平均、県内平均、もし数値があれば近隣自治体の有収率、どの程度になっているか伺いたいと思います。

課長答弁でもこれら数値的な部分はよろしいかと。お願いいたします。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） 課長答弁もいいんですけども、私も資料ここにございますので、お話をさせていただきたいと思います。

有収率につきましては、先ほども申し上げたとおり、大衡村平成27年度から令和元年まででありますけれども、81%、88%、85%、80%そして令和元年で75.8%とがたっと下がったわけであります。

これはどの程度を目指しているのやと、こういう話でありますけれども、やはり80%以上は最低はクリアするのはもちろんでありますけれども、しかしそれでも県平均には届いておりません。県平均でありますと、88%とか89%であります。県平均89.1%です、令和元年であります。しからは、全国平均はどうなっているのやと、こういうことありますけれども、これは全国平均では驚くことに90%です、全国平均。平成29年のデータでありますけれども、平成30年と令和元年はまだ未発表ということで全国平均は出ておりませんけれども、全国平均が90%、県平均が89%であります。大衡が75.8%ということで、本当に大衡がたんと下がりました。これは何が原因なのかなと、もちろん経年劣化はございますけれども、先ほども冒頭でも申し上げましたが、東日本大震災やらあるいはその後の震災、地震ですね。そういったことも多分大きく影響しているのかなと。大きな漏水というか、水道管の破裂とかそういったものはなかったんですけども、やはり水道管の継ぎ目っていうんですか、ジョイントのところから漏れているのかなと。ですから、今年の百十何キロメートルを調べてみないとよく分かりませんが、そういうことで対処したいというふうに思いますが、今そういう現状です。

では、近隣市町の有収率は何ぼなのやと、こういう話ですが、令和元年度で申し上げます。富谷市が87.9%、大和町が88.4%、大郷町が81.5%、大衡村が先ほどから言っています75.8%で、隣の色麻町、色麻町は総じて63%から61%とってかなり大衡よりもさらに下ではありますけれども、ただ色麻町の場合は自前の取水場から水を取っているということでありまして、単純には比較できないのかなと、こんなふうに思います。

そういったところであります。以上です。

副議長（佐藤 貢君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 近隣の実態、色麻はそういう事情でかなり低い、比較はできないと思うんですけども、近隣黒川圏内を見ましても80%代、令和元年度、それが大衡本村の場合は75.8%。衡東区における漏水箇所を発見といたしますか、補修工事をやることで回復した時期もあったようなんですけれども、依然として大衡有収率が低いのかなど。今の各有収率を聞く中で思うところであります。

当然、ある程度の無効水といたしますか、それらも水道事業を考える場合には見込む必要があるのでしょうか、現状から見る場合、料金収入に結びつかない給水量の要因調査といたしますか、それから漏水調査、本年度令和3年度に予算措置計画という答弁をいただいておりますけれども、改めて先ほど来の村長の答弁で理解するものなんですけれども、有収率の低下という部分を考える場合、漏水調査あるいは料金に結びつかない給水量の要因調査です。この辺の必要性、どのように捉えられているかお伺いしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうですね。当然、漏水による有収率の低下というものは本当に最小限に抑えたいというのはもちろんであります。

ですから、今回調査を開始するということでもありますけれども、先ほど議員のおっしゃるとおり、平成27年に衡東地区で大きな漏水箇所が発見されたということで、平成27年には衡東地区のその漏水していた場所を特定して、それも何か話に聞くと漏水していた水がため池のほうに流れていっているんで、なかなか発見ができなかったということで、たまたまそのため池の所有者の方が漏水じゃないかということで、たまたま発見されたということでありまして、そしてその場合に修理して7%ほど有収率の向上が劇的に見られたわけであります。

そういったこともありますので、漏水箇所をやっぱり村の職員がパトロールしただけではなかなか大変、発見するのは。ということで、やっぱり民間の皆さんにもお手伝いというのもおかしいんですが、日々異変等々に通報なりいただいて、そういった対処なりをしたいと思っておりますけれども、近年はそういったことで道路に水がじわじわと、いつでもここ濡れているんだというような通報といたしますか、住民の方のお話もあってそういったところを見たらやはり漏水していたということがありますので、そういったこと



も含めて、そして本格的な調査は当然専門の調査、それもやりますので、幾らかはそういったことで改善につながっていけばなど、こんなふうに思うところでもありますが、いかんせん、その作業をするに当たってはただでできるというものでもありません。全線をくまなくというのはなかなか難しいのではないかなというふうに思いますので、今年113キロメートルということでやりますけれども、年次的にそういったことをやっていけたらなど、こんなふうに思うところでもあります。

詳しくは担当課長、課長にも聞きたいって言うから少ししゃべって、担当課にお願いします。

副議長（佐藤 貢君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね。徹底的な調査が必要ではないかという部分につきましては、ご指摘のとおりと認識しております。当然ながら経営面でも漏水というのはやっぱり大きなマイナス要因でもありますし、水道ですので安定的な水の供給という面でもやはりそういう漏水の発見というのは事故を未然に防ぐという面でも必要というふうには認識しております。

これまでも地表面に現れた部分というのは、調査を行いまして漏水については適宜修繕はしてきました。加えまして、一般家庭の方々に引き込まれている給水管からも漏水しているという状況も出てきておりますので、昨年8月の広報誌何かでもちょっと住民の皆様呼びかけをさせていただいて、情報提供のお願いをしたりとかというふうにはしてはしておりましたが、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、なかなか地表面に現れてくるものだけではないというところがありますので、そういったものについては専門の業者のノウハウも協力をいただきながら漏水箇所の発見に努めてまいりたいというふうに考えております。

副議長（佐藤 貢君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） いずれにいたしましても、つくって配水した水、これが水道料金、収益増になることが当然かと思えます。そのように望むところでもあり、ぜひ有収率を高める取組を今後期待するところでもあります。

次に、平成29年度に策定の水道ビジョンについてであります。答弁では水道事業を取り巻く環境の変化に対応をしつつ、持続、安全、強靱な水道事業の実現を目指しているものの、アセットマネジメントの策定や施設の耐震化などは着手できていないとのことですが、現在水道事業を担当する職員は何人体制なのか伺いたいと思えます。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） 水道ビジョンを策定しているところでありますけれども、まだアセットマネジメントあるいは水道料金の適正化に関する検討やら、そういったものはまだ手がついていないわけではありますが、近隣水道事業体との経営や管理の一体化、広域化の検討については、着手済みということであります。

この水道ビジョンでありますけれども、これについては老朽化している施設への対応や人口減少社会を迎えた社会背景を受け、村では50年、100年後の将来を見据えた水道事業の理想像を明示するということになっております。

それとともに、理想像を具現化するため、大衡村水道ビジョンを平成30年3月に策定しているところであります。先ほど申し上げました何点かについてはまだ未実施であるということも先ほど申し上げました。水道ビジョンでは現状と課題を整理した上で、水道事業を取り巻く環境の変化に対応しつつ清浄にして豊富、低廉な水の供給を図る水道を実現するために、先ほども申し上げましたけれども、50年、100年、さっきの理想像を持続、安全、強靱ということでその理想像を設定してはおります。

今、先ほど有収水量というお話出ましたけれども、近年、各個人の家庭から何軒か散発的にこれは個人のだからメーターを通過して家の、ですから個人の負担になるんですけども、そこから漏水しているという事例がいっぱいありまして、散発的に出ております。それも有収率の低下にもつながって、それを申請されますと村で減免するんですよ。日常、普通だったら使っている水量を引いて、その分を減免するんです。ので、やはり有収率が下がってくるということになっております。

そういうことでやっていますので、本当に50年もたっていますから、40年ですか、45年ですかね。ということで、本当に老朽化というものは恐ろしいなというふうにも感じております。

水道に関する専任といえますか、職員数であります。現在4名で行っておるところであります。

副議長（佐藤 貢君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） アセットマネジメントも策定、まだ着手していないということで職員何人ですかという点だけ伺った次第であります。

4名ということで、ただ予算書を見ますと人件費は水道事業会計で2名計上となっております。公営企業の在り方からしますと実質担当職員2名という解釈も出てくるの

かなと判断しておりますが、その辺、担当課長どうなんですか。

副議長（佐藤 貢君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 経営面の人件費につきましては、今のお話のとおり2名の人件費計上しております。

先ほど村長から4名ということで、上下水道係4名おります。ただ、水道に専属した職員というわけではございませんで、水道事業、あと下水道事業、浄化槽事業のそれぞれ会計事務、それとあと維持管理、建設事業、あと料金徴収等々含めて4人で役割分担をしながら事業を進めているという状況でご理解をいただければと思います。

副議長（佐藤 貢君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 水道ビジョンは平成29年度、平成30年3月に先ほど村長答弁のとおり策定されております。

その前の年、平成28年度、平成29年3月に大衡村水道事業経営戦略が策定されております。その戦略の中では、平成29年度策定予定の水道ビジョンにより資産の効率的な更新ができるように計画を立案し、5年経過後に更新工事の状況、これに伴った収支計画を見直すと言っております。

その時期から既に4年たちますが、これらの策定された経営戦略や水道ビジョンの事後検証あるいは先ほど申し上げました事業収支計画の見直し、上下水道担当も兼務の中で4名あるいは人件費の在り方からしますと、水道担当職員2名体制で十分なこれら事務処理といいますか、できているのかなど。それゆえに先ほどのアセットマネジメントの未着手何かもそういう事態もあるのかなど。2人あるいは兼務体制の4名でちょっと手が回らないのではないかなというふうに思うわけではありますが、その辺いかがですか。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） 議員のおっしゃるとおり、大衡村の職員ですが、いろんな事情なりあるいは現況があるわけでありまして、職員も足りないと言えれば足りない、そういうような状況にもなっておるところであります。

したがいまして、水道の職員も体調をちょっと壊した職員がいまして、今は復帰しましたけれども、でありますから、やはり議員おっしゃるようにならぬこともあつてのまだ未着手の部分もあるということをご理解いただければというふうに思いますし、水道に限らずですけれども、これは。そういったことでもあります。

詳しくは担当より答弁させます。

副議長（佐藤 貢君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご質問ありましたとおり、経営戦略のほうでも年数を定めて行う事務というのは認識してございます。

そういった部分につきましては、正直なところ十分ではないかなというふうな実情というふうには認識しております。先ほど申し上げましたとおり、上下水道係4人の中で様々な業務対応している中で、近年ですと国道4号線の拡幅に伴う上下水道管の移設の関係でしたり、下水道事業、あと浄化槽事業を特別会計から公営企業化に移行するための業務なんかもその後に入ってきたということで、なかなかちょっと計画で定めた部分については追いついていないというのが実情となっております。

副議長（佐藤 貢君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 村職員も限られた人数であることを理解して質問しておる部分もありますけれども、先月13日福島県相馬沖で発生した震度6強、先ほど村長の施政方針の中で大衡震度は5強というお話ありましたけれども、この震源地に近い自治体におきましては、1週間断水、そういう地震災害も発生したわけでありまして、またもや水道事故発生かなという気持ちを持ち、生活水の大事さ、ありがたさを改めて感じるとともに、人ごとには思えない気持ちになった次第であります。

先ほど水道ビジョンやアセットマネジメントの取組、今触れておるわけですが、村長のほうから将来を見据えた水道の理想像について、持続、安全、強靱というお話もございました。その辺を考える場合に、やはりこれらアセットマネジメント、要するに水道事業におけるソフト面の充実強化、これらがやはり必要とされる部分、大きくあるのかなど。そのためにはやはり担当職員の配置の在り方等、組織体制ですね。その辺、改めて検討する時期に来ているのかなというふうに感じるところもあるわけですが、村長いかがでしょうか。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） やはりこの水道の有収率やらそういったものは、これまでも認識はしておったわけでありまして、やはり経年劣化等々によってそういった漏水が発生しているということでありまして、順次それを、新しい管に換えるとかそういったことはまだ、まだといいますか、アセットマネジメントの中でもいろいろと検討していくことは今後必要かと思っておりますけれども、まだそういった具体的に抜本的にそういったことをするという状況にはまだなっておりません。今ある利用している管のやはり長寿命化等々、そ

してまた漏水箇所の発見、そういったものをおして改善できればというふうに思いますけれども、水道の審議会というものがございまして、大衡村の審議会ですよ。それにおいてもいろいろとご審議をいただいておりますから、そういったところも通じて今後具体的に検討していかなければならない課題ではあるなというふうにも思っておりますし、そういったことで議員仰せのとおり本当に心配が尽きない状況に本当になって、差し迫っているというふうに思いますので、本当に先人の思いでもって防衛予算をいただいて、そして大衡村の水道を張り巡らせたんだというお話、ごもつともでありまして、そのとおりだと思います。本当に貴重な先人のご労苦にやはり我々は引き継ぐ者として答えていかなければならないのかなと、こんなふうに思っております。

副議長（佐藤 貢君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 水道ビジョン、アセットマネジメントの取組策定、そういうソフト面もぜひ今後ハード面だけでなく、ソフト面も極力推進していただければなというふうに思う次第であります。

次に、直面している課題の質問に対しまして、施設整備の老朽化であり、緊急性のある施設更新を優先し、今まではやって来たしこれからも必要であるとのことでありましたけれども、これも有収率の低下に関連するわけですけれども、配水池の受水あるいは配水設備は計画的に見える部分ですので、計画的に整備すれば改善されるわけですけれども、問題はやはり見えない部分、地下埋設の管路あるいは各種弁関係が問題かなというふうに思います。

まず、大衡の配水管の総延長あるいは管路の耐用年数、使用年数、一般論で結構ですのでお伺いしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まずは大衡村の配水管の延長なんですが、約127キロメートルございます。

それと、管路の耐用年数というご質問なんですが、法定耐用年数というのは、感傷を問わず40年というふうに言われておりますが、厚生労働省で示されている資料の中には感傷に応じてその40年掛ける1.5倍、あるいは40年掛ける2倍という数字で60年から80年というふうにはされているというふうな資料が示されている状況となっております。

副議長（佐藤 貢君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 総延長127キロメートル、耐用年数からしてもいずれほとんどの管路が更新時期を迎えると思いますけれども、令和3年度におきましてはこれらの9割方を漏水調査を実施するという答弁にありましたけれども、この漏水調査、金も相当かかると思います。どの程度見込まれて、そしてさらにその調査方法、どういう調査をするのかお伺いいたします。

副議長（佐藤 貢君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 令和3年度で予定している漏水調査の業務といたしましては、委託料に934万円のほうを計上させていただいております。

業務の内容ですけれども、管路127キロメートルのうち116キロメートルの管路について調査をかけたいというふうに考えておりまして、具体的には路面音聴調査ということで、専門の機械を仕切弁とか空気弁なんかにつけて、そこから漏水箇所を音で拾うような形で漏水箇所を特定していくというようなものですとか、各家庭に引き込まれております水道のメーターの部分での音を拾って漏水していないかということ調べるような調査を行う計画としております。

副議長（佐藤 貢君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 令和3年度におきまして934万円から委託料予算措置をし、9割の漏水調査を実施すると。いずれその結果が出てくるわけでありましてけれども、漏水箇所が特定された場合、事業費はそれなりにかかると思いますが、漏水対策、管路の更新等々、計画的にあまり年数をかけずにやるのが早期有収率の回復にもつながると思いますけれども、村長、簡単に結構です。その辺、漏水調査の結果が出たらあまり年数をかけずに取り組んではどうかという質問です。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） あまり年数をかけないで早くやれってということであります。もちろん、それはそうですね。だらだらとやるのではなくて、集中的に期間を設定しながら効率よく原因を調査しなければならないというふうに思います。

そして、いろんなデータを基に、やはり管路の更新とかそういったことにも計画性を持って取り組まなければならないのかなど、こんなふうにも思うところであります。

副議長（佐藤 貢君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 年数をかけずに管路の更新やら実現すれば有収率も90%代等々、回復す

るのかなど。水道事業、企業としての経営も健全性が図られるのかなど期待申し上げたいと思います。

先ほど直面している課題あるいは令和3年度の老朽化対策事業という答弁いただきましたけれども、国道4号線の拡幅に伴う管の移設事業やら課題はいろいろあるわけでありましてけれども、やはり水道事業の健全性に直接影響する部分が、先ほど来申し上げておる管路の在り方、老朽化した水道管、管路の在り方と思います。

ぜひ水道事業における重点事業として今後も取り組んでいただければというふうに考えます。

それから、今期定例会令和3年度水道事業の予算、提出されております。漏水調査、先ほど伺いました。そのほかに3条予算あるいは4条予算で老朽化対策経費と言える予算計上の事業内容、それから予算額、その辺3条、4条をお聞きしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 老朽化対策と言える予算といたしましては、先ほど申し上げた3条予算のほうでの漏水調査業務934万円と老朽化対策と言えるかどうかあれなんです。漏水等発見された際の修繕工事の修繕費といたしまして400万円を3条予算のほうに計上させていただいております。

4条予算としては、予算の計上はございませんで、3条予算の漏水調査業務の中でそういった箇所が特定され対応策等、方針がまとまった段階で補正等の対応をさせていただければなというふうに考えております。

副議長（佐藤 貢君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 3条では先ほど来の漏水調査経費委託料、それから400万円の修繕費、4条建設改良費としてはゼロ、令和3年度調査やってすぐという、その辺読めない部分ありますけれども、課長の考えとしては補正対応もあるという考えでよろしいんでしょうか。

副議長（佐藤 貢君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） その調査を行いましてどのような対応になるかによるかと思えます。当然、財源的な計画もしなければいけませんので、その辺先ほどご指摘ありました早急にという部分と計画的な部分というのを総合的に勘案しながら補正等は検討してまいりたいというふうに考えております。

副議長（佐藤 貢君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 繰り返しになりますけれども、給水開始から40年以上経過する水道事業でありますので、令和3年度に予定している漏水調査の結果出てきましたら事業計画する上では令和4年度以降、先ほどあまり時間をかけないということも申し上げましたが、やはり毎年度事業費を平準化するとか、そういう計画の基に管路の更新、繰り返しになりますけれども、これが有収率の向上につながるというふうに思います。その辺、村長、課長どちらでもいかがですか。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） 議員おっしゃるとおりでありまして、今回の管路の漏水調査を令和3年度しますけれども、それを受けてその結果によって管路の更新になるか、あるいは大がかりな漏水の修繕といいますか、そういったことになるか。いずれにしても管路についてはこれまで更新というのは何年前だったかな、エタニット管、要するにアスベスト管の更新以来、管路の大幅な更新というのは今までなかったように思いますけれども、そのエタニット管はもう今はないわけでありましてから、しかし確かに40年、50年ともう過ぎて時間も経過してまいりますから、いろんな意味で老朽化現象が起きてくるというふうに思います。

そういったことに速やかに対処していかなければ有収率の改善図られないということでもあります。全国平均では90%以上ということでもありますけれども、宮城県は総じて80%代であります。大衡は75%ということで、1年間でしたけれども、今後の推移をさらに検討、調べて参考にしながら対処はしていかなければならない。スピード感をもってやはり議員仰せのとおりやらなければならない喫緊の課題だなど、こんなふうに思っているところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

副議長（佐藤 貢君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 最後の質問にいたしますが、時間もありません。

我々の生活において水は欠かすことは当然できないものでありますけれども、東日本大震災から10年、そして先日の2月13日深夜の発生やらを、これも東日本大震災の余震と言われており、余震が最近立て続けにといいますか、頻発しており時期でもあり、先ほど申し上げましたいつ重大事故が発生するか非常に心配するところであります。

村の水道事業を考えましても昭和の時代から安全な水を持続提供してきたわけですがけれども、給水から今日までは施設整備のやはり維持する時代、維持する時代であったのかなど。現在、これからは更新する時代を迎えたと私は思います。



最後に、その辺村長の答弁をいただいて、質問を終わります。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうですね、今までは確かに管路の維持あるいは装置の維持といいますか、そういったものとして経過してきたわけでありましてけれども、今後はその更新も視野に入れながらやらなければならないと。

というのは、何も水道に限ったわけでもございませんでして、今、水道の話ですからそんなことを言うてはだめですけども、上北沢もそうです。排水処理場もそうです。維持から今度は更新になり、そういったものによって変わっていかなければならない。それは仰せのとおりでありまして、そういったいろんなもののアセットマネジメント、そういったものを構築していかなければならないと。水道についても同じであります。議員おっしゃるとおり、本当に漏水というのは、喫緊の課題であります。それを解消しない限り水道事業の一般会計からの操出等々、そういったものもなくなるわけでありまして、そういったことで本当に議員おっしゃるとおり、本当に真剣に考えていかなければならないというのは、これは私も同じ考えであります。

副議長（佐藤 貢君） ここで休憩いたします。再開を2時10分といたします。

午後1時56分 休 憩

---

午後2時10分 再 開

副議長（佐藤 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順2番、小川ひろみ君、発言願います。

4番（小川ひろみ君） 通告順位2番、小川ひろみです。

通告に従いまして、2件の項目について一問一答でご質問いたします。

新型コロナウイルスの感染者が昨年2月29日に県内で初確認されてから1年がたちました。今年1月にピークに達し、昨日までの感染者累計は3,653人となっております。

本村においては、13人が報告されております。

新型コロナウイルス感染症に罹患された方々にお見舞い申し上げます。また、医療従事者の方々や新型コロナ患者の診療や搬送に関わる方々にこの場をお借りし感謝申し上げますと存じます。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種等についてと題し、ご質問をいたします。

本村においては、新型コロナウイルスワクチン接種特別対策チームが健康福祉課内に設置されました。今月、新型コロナウイルスワクチン接種かわら版3月号を発行しております。国の指針が次々と変更する中で、今後の状況、情勢は計画通りに進む保証もなく、国は限られたワクチンをどうしていくかは、最終的に自治体の裁量でという状況であるようです。公平な接種を行うことは本当に大変と察しております。

供給の状況などで変更となる場合も十分考慮しなければならないという中で、本村としての現状と今後の見通しを聞きたいと思います。

1点目の1つ目。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、ワクチン接種への期待と不安が社会に交差しております。医師、医療従事者接種がようやく始まり、新型コロナウイルス感染症ワクチンは有効性が高いとされ、コロナ収束の切り札とも言われておりますが、効果を期待する声の一方で有効性や安全性、重いアレルギー反応や接種部位の痛み、倦怠感、頭痛など副反応への懸念もあります。

2月21日の新聞での世論調査では、新型コロナワクチン接種を希望する人は7割以上と示されておりました。一方で、絶対に安全ではなく副反応について不安に思う人も7割以上に上るようです。

ワクチン接種は努力義務であり、強制ではないことなど住民への不安に応えるワクチン接種に関しての有効性、安全性、副反応などの情報提供はどうなっているのでしょうか。

2つ目。新型コロナウイルスワクチンを有効活用するためや貴重なワクチンを無駄にしないためにも接種に対しての予約が必須であり、重要になると考えます。

インターネットやLINEでの予約はどうなるのでしょうか。また、電話での予約が可能になるのかをお聞きいたします。

3番目。新型コロナウイルスワクチン接種かわら版3月号が発行され、ワクチン接種のスケジュールについての情報提供がございました。65歳以上の方々は3月下旬から接種券、クーポン券の発送になる予定ですが、集団、個別は選べるのでしょうか。コールセンターは開設するのでしょうか。

4つ目。新型コロナウイルスの感染拡大で高齢者の方々や妊婦さんは外出を自粛、人に会えないことによる心と体の運動不足により孤独の問題が心配されています。本村では把握しているのでしょうか。そして、現状と対策はどのようになっているのでしょうか。

5つ目。自分自身が新型コロナウイルス感染症にかからない、広げないという考え方

が非常に重要になります。接触感染はウイルスが付着しているドアノブ、スイッチなど人がよく触れる場所を手で触り、口、鼻、目を触ることでウイルスが体内に入ると言われております。学校や庁舎など人の手がよく触る場所に抗ウイルス剤コーティングをしてはどうでしょうか。

2点目。農耕用大型特殊免許取得支援事業についてと題し、ご質問いたします。

常任委員会において、環境整備支援事業の項目の中に農耕用大型特殊免許取得支援事業を加えるという内容の報告がございました。農家にとって農耕用トラクターは相棒であり、作業には欠かせない存在であります。公道を走る際には、トラクターやコンバインなど大きさによっては大型特殊免許が必要になります。安全に運転するために欠かせない農耕用大型特殊免許取得のための補助金の内容についてお聞きいたします。

1つ目農耕用大型特殊免許取得には費用はかかりますが、比較的短時間で取得できると言われる自動車学校に通い取得する方法と、運転免許試験場で学科実技試験を行い取得するいわゆる一発試験の2種類です。

これらに対する補助金の内容はどうしていくのでしょうか。また、対象者はどう考えているのかをお聞きいたします。

2つ目農耕用大型特殊免許支援事業はいつから開始するのでしょうか。

以上、2件についてご質問いたします。

副議長（佐藤 貢君） 村長、答弁願います。

村長（萩原達雄君） 小川ひろみ議員の一般質問にお答えしたいと思います。まずもって新型コロナウイルス関連でありますけれども、私も答えられないことはないんですけれども、精度を期すために担当課長のほうから少しでも字句などを間違ってから大変なことになりますので、課長のほうから2回目については答えさせたいと思います。よろしくお願います。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種等についての一般質問でありますけれども、この1点目、住民への不安に応えるための情報提供、接種計画はどうなっているのかとのご質問でありますけれども、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、昨年12月に予防接種法が改正され、国の指示のもと都道府県の協力により市町村において予防接種を実施することとなっているところであります。

ワクチン接種に関しての有効性、安全性、副反応などの情報提供としては、現段階で65歳以上の高齢者から予防接種が開始されることから、村としては4月初めに接種券の

発送を予定しております。接種券とは別に接種可能な医療機関の一覧表と併せて氏名や住所等を入れた予診票を送付する準備を進めており、予診票と併せましてワクチンの説明書を同封する方向で調整しているところであります。

この説明書の中には、ワクチンの効果、有効性や安全性についての記載があり、副反応についても詳細に記載がありますので、それらをご覧いただければというふうに考えております。また、ホームページへの掲載や毎戸へチラシを配布し、有効性や副反応について広くお知らせをしたいと考えております。

次に、2点目のワクチン接種に対する予約はとのご質問であります。先日の議会全員協議会でもご説明いたしましたとおり、今回の予防接種は原則住民票所在の市町村で予防接種を行うことになっておりますが、村では黒川地域4市町村及び黒川医師会と調整し、4市町村広域で個別接種を基本に集団接種も補完的に並行して行うよう計画しているところであります。

基本となる個別接種の予約については、インフルエンザワクチン等の予約と同じく、黒川地域内の協力医療機関への直接電話かホームページ上で予約を行うことを予定しております。また、個別接種を補完する形となる集団接種については、村の新型コロナウイルスワクチン接種特別対策チーム直通の電話で予約していただくことを予定しております。

集団接種の日程等については、個別接種とは別にお知らせを行う方向で黒川4市町村において調整しており、村としてはLINEも活用しながらお知らせしたいと考えております。

次に、3点目のワクチン接種のスケジュールはとのご質問であります。ワクチンの供給見込みが定まらず、国の方針が二転三転している状況にはありますけれども、基本的なスケジュールとしては4月に高齢者向け接種から開始し、次に基礎疾患と高齢者等施設従事者、最後に一般向け接種が開始される予定になっております。

また、集団接種と個別接種は選べるのかというご質問であります。基本的にはどちらかを選ぶことは可能となっておりますが、個別接種は4月から開始、集団接種は6月下旬から開始する予定で進められておりますので、黒川4市町村の基本方針としてはあくまでも医療機関での個別接種を基本とし、集団接種も補完的に並行して行うこととしております。

次に、4点目のコロナ禍における孤独問題の現状の把握と対策はというご質問であり

ますが、新しい生活様式を取り入れての生活も1年が過ぎ、手洗いや消毒は習慣になったものの人と人の距離を保つことや飲食を伴う会話、大声での会話などはまだまだ気をつけなければならない状況にあります。このことにより、外出を控え外部との交流も少なくなり、引きこもりがちにもなりかねませんので、村としても各行事の中止や縮小を行っていましたが、少しずつ対策を講じながら再開しなければならないというふうを考えております。

なお、コロナ禍に限らず高齢者の方々の通いの場や相談事業を利用されている方につきましては、その都度状況把握に努めており、在宅の方につきましては、社会福祉協議会や民生委員・児童委員の方々の協力を得ながら状況把握に努めております。

次に、5点目の学校や庁舎等の抗ウイルス剤コーティングについてのご質問ですが、庁舎等の感染予防対策としては、カウンターにアクリル板、つい立ての設置、会議や来客前後のテーブルや椅子の消毒、換気に加え清掃時にドアノブ、水道蛇口の消毒を実施しております。また、施設への出入りの際は職員だけでなく来庁者にも検温と消毒の徹底をお願いしているところであります。

次に、2点目の農耕用大型特殊免許取得支援事業についてのご質問であります。農家の皆さんが農業を取り巻く環境の変化に対応し、意欲を持って農業を継続できるように村独自の支援策として、大衡村農業環境整備支援事業補助金を平成29年度に創設し、これまで多くの農家の皆様が活用されております。

ご質問の農業用機械運転免許取得費用支援につきましては、この大衡村農業環境整備支援事業の補助メニューの一つとして新たに加えるもので、2019年、令和元年の道路運送車両法の改正に伴い、トラクターに農作業機械を装着または牽引した際、全幅1.7メートル、全高2メートル、全長4.7メートルのいずれかを超える状態で公道を走行する場合、大型特殊免許が必要となったことから免許取得費用の一部を助成するものであります。

1点目の補助金の内容と対象者はとのご質問ですが、大型特殊免許は県運転免許センターで直接受験し取得する方法と、自動車学校等で受講し取得する方法の2通りがありますが、運転免許センターに直接行って取ると6,000円程度、自動車学校等に行くと平均10万円程度の取得費用が必要となることから、取得のための経費から消費税額を除いた2分の1、上限5万円を補助するものでありまして、1農業者当たり1回の助成制度とし、補助対象者は農業者または農業後継者とするものであります。

次に、2点目の開始時期はというご質問であります。令和3年の4月1日、要するに令和3年度から開始を予定しております。なお、農業環境整備支援事業補助金につきましては、これまでこれに限らず今後も農業の向かう方向性や農家の方々のニーズなどを的確に捉えながら、農家の皆様方が意欲的に農業に取り組んでいただけるよう柔軟に見直しや更新を行い対応してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 村長が最初に言ったように、これは本当に次々と変わることであり、本当に専門の方でなければ分からないことが多々あり、変更することに対する対応も本当に大変なことなんだろうなと推測するところでもあります。

ホームページの掲載や毎戸チラシの配布によって、有効性や副反応について多く知らせていただけるということでございますけれども、日本のワクチン供給の状況は現状で必要なワクチンの0.6%程度しかないということが言われております。まだまだ未知の世界であり、本当にこれが実行されるのであろうかということがやはり危惧されるのが、やっぱり住民皆さんの考えであり、本当に毎日のようにテレビで言わないことがないくらいこのワクチンの問題は放映されております。

そんな中で、予診票、事前には書けるところは書くとスムーズになるということもありますけれども、そのような対策を村としてはどのようにしていくのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） まず、予診票につきましては、接種券とは別に送付をさせていただきます。予診票のフォーマットにつきましても、既に示されておりますので、それに基づきまして名前、住所、生年月日までを印字したものを送付したいというふうに考えてございます。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 別に発送することによって不具合などはないものなのか、どのくらいの間隔は開けて送付するものなのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 現段階では接種券と同時期に送付する予定で考えてございます。接種券は接種券で圧着式のもので送付させていただきます。予診票のほうにつき

ましては、接種できる医療機関の一覧表も同封させていただいての送付になります。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） これはやはり 1 つにはならなかったということは、経費もかかるということだと、国が全部見ると思うので、そのところは村としての負担はないとは思いますがけれども、仙台市でもやはり物が入らなかった。やはり予診票が接種クーポン券の中に入らなかったという問題が講じてそのような形になったのか、お伺いしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） システムの件もちろんございますが、接種券のほうは早めに示されておりまして、対応のほうは可能だったというところでございます。

予診票につきましては、現在ファイザー製が16歳以上の方が接種ということで、15歳未満の方については接種が今できない状態でございます。そのこともございまして、予診票の様式自体も一部修正が加わっておるところでございます。

それとあわせまして、医療機関との調整も必要だということもありまして、予診票を送付した段階ですぐに接種できるものというふうに思われると困りますので、やはり時期を見てきちんと医療機関をお示ししたものと併せて送付させていただきたいということで、黒川地域で調整を図ってきたところでございます。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） 個別接種の予約です。4月初めに接種券の配送、そして個別接種の予約についてはいつ頃から始められるものなのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 村長答弁のほうで4月初めに送付ということでございましたが、現段階、本当につい最近でございますが、4月下旬頃の発送ということで変更になってございます。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） 予約についてはいつからできるようになるのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 接種日がまだ決定しておりませんので、接種日が決定次第、予約のほうの受付も始めさせていただきたいと思っております。ただ現在、コールセンターと

まではいきませんが、対策チームのほうで既に直通電話を配置しましてお問合せのほうには対応させていただくよう、準備は整えております。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） 私も何度かこの対策室にお邪魔させていただいて、電話が3台用意されてございました。そんな中で、今課長が言ったように用意された中で対応していて、このかわら版ですね、ここで番号もきちんと示されたということで安心したところがございますけれども、今現在、何かいろいろな住民からの問合せ、そういうものがあるものなのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 現段階では、このチラシを配ってからまだお問合せのほうはないというふうに聞いております。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） こちら、個別接種が多分メインになると思うんですけれども、黒川郡以外に通院されている方々はやはりそこの自分の主治医、そういうところでは接種はできないものなのか、そこのところもお尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 個別接種につきましては、黒川地域内の医療機関、それぞれ個人で予約をしていただくような形になってございます。かかりつけ医が黒川地域以外という方につきましても同様に医療機関に直接予約をして接種をしていただくようになります。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） では、黒川地域以外のかかりつけ医でも個別接種はできるという判断でよろしいのでしょうか。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） そのとおりでございます。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） 集団接種もある程度個別以外の補佐的なものですか、そういう部分としてするようなことでありますけれども、村としてLINEも活用するという答弁がございました。LINEというものはいつからするものなのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。



健康福祉課長（早坂紀美江君） LINEにつきましては、現在進めているところではございますが、LINEでの予約はできないものでございます。あくまでも接種できる医療機関のお知らせ等をするためのLINEになります。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） まだやはりなかなか接種がいつになるか分からない中でありますので、もしできるのであれば、LINEでもやっぱり予約ができるような形にすることが、そういう活用に持って行くことがこれからは必要ではないかと、そして情報提供もこのLINEの中でいろいろすることも必要と考えますが、いかがでしょうか。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） LINEを使いこなせている方であれば、もちろんLINEでの予約というのは大変便利かとございます。ただ、答弁のほうにもございましたとおり、現在ホームページ、それからLINEにつきましては、あくまでも接種できる医療機関、それから空き状況、接種予約ができるかどうかということの確認をするためにLINEのほうも整備していくということでございます。

このLINEにつきましては、現在村ではホームページだけでございますが、ほかの自治体に倣いまして、LINEでも村の発信をしていきたいというところで進めている中、このワクチン接種の関係もございましたので、そのお知らせもあわせて行うようにということで進めてきております。

予約につきましては、現段階では電話での予約あるいはホームページといたしますのは各医療機関のホームページで予約を受付することができる医療機関につきましては、ホームページからということになるんですが、基本的に接種される方が医療機関にそれぞれ予約の電話をしていただくということになりますので、ご理解いただきたいと思えます。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） では、土日祝日の接種は可能なのか、また土日祝日の電話対応は可能なのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 個別接種につきましては、医療機関ということになりますので、土曜診療あるいは日曜診療を行っているときには予約のほう可能かと思われませんが、その件につきましても各医療機関様々でございますので、やはり問合せをしていただい

てということの対応になります。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） 大衡村のコロナワクチン接種特別対策チーム直通の電話はコールセンターと考えて、そのような位置づけと考えるとよろしいのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） そのとおりでございます。やはり役場の通常の電話回線ではなく、ワクチン接種の関係でのお問合せということで直通電話のほうを用意させていただきました。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） では、基礎疾患についてお尋ねします。

こちらは自己申告であり、手挙げ方式となるという国の考えがあるようではございますけれども、村ではこの基礎疾患というものをどのように把握し、対策を取っていくものなのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 基礎疾患の方につきましては、村では把握してございません。各自治体同じ条件でございまして、やはり個別接種を主として考えているというところは、基礎疾患のある方につきましては、通常かかりつけ医があると思いますので、かかりつけ医とご相談しながら安心して接種していただけるようにということで進めてきているところでございます。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） 集団接種という部分について、この場所としてはどこを考えているのか、想定しているものなのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 現在、黒川地域 4 市町村での検討内容といたしましては、富谷市に 2 か所、大和町に 1 か所ということで計 3 か所、今のところ検討しているところでございます。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） 富谷市に 2 か所、大和町 1 か所。これは大衡村の住民はどちらにもいけるということに把握してよろしいのか、お尋ねします。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 大衡村の方につきましては、大和町の集団会場を考えてございます。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） 様々いろいろありますけれども、またこのコロナウイルスについて、詐欺ですね。早くできますよとかというような詐欺とかいろいろな高齢者向けのこのような悪いことを考える方がいると、いなければいいんですけれども、いることも想定されるわけですが、そのことについては村としてどのような対策を取るものなのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 村といたしましては、幸い防災行政無線がありますので、無線放送で注意喚起を行い、さらにはホームページ上にも同じように掲載していきたいというふうに考えてございます。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） コロナ禍における孤独の問題について、今回通告しておりますので、その件についてお尋ねしたいと思います。

やはり今回本当に答弁にもございましたように、新しい生活様式を取り入れて1年が過ぎております。こんな中でやはり人と会うこともないし、なかなか会話することも減ったということは、誰もが多分ここにいるみんなも昔より本当に何もなくてというか、会話が減ったと思うんですけれども、妊婦さんはマタニティーライフを本当は楽しめなきゃいけない。やはりそれも大きな問題でありますし、出産においては立会いもできない。また、病院にも誰も来てもらえない。このような状況は、後々鬱状態、そういうもののリスクがやっぱり多々あるような状況になると思われまます。

深刻になる前に把握することが大事だと思いますけれども、村としてはどのような対策を取っているのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） コロナ禍に限らず、妊婦さんについての対応というのは、既に産後鬱という症状があるということもございます。新生児訪問で保健師が訪問した際にそういったことを確認し、きちんとしたフォローをしていくということで、今までも行ってきたことをさらに手厚くしていくというところで、常に様子を伺いながら、あるいは接触を控えているというところでは電話で相談を受けたりですとか、そういうこと

でこちらからご連絡を差し上げて様子を伺うということを常に行っているところ  
でございます。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） そうような対策をしているということで安心はしますけれど、  
やはり気配りのある対応、そういうことがやはり今こういう状況の中でとても大切にな  
ると思われま。やはり孤独というのは、誰にも伝えられないという部分がございます  
ので、そこを把握するのは本当に難しいですし、こちらから行くことによって逆にその  
方を困らせる部分もあるということで、難しいところもあるとは思いますが、  
やはり気配りのある対応というのが望まれると思いますので、これからもそのような対  
応を望みますが、答弁お願いいたします。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） やはり新生児訪問の際に保健師が訪問して様子を確認して来  
るわけなんです、その報告を見ましても事細かに、例えば一つの表情、しぐさについ  
ても鬱傾向にあるかどうかということが記録の中からも読み取れる状況でございます。  
担当 1 人だけではなく、保健師内で共有したり、あるいは専門職の中で共有をしてその  
子の様子、あるいはお母さんの様子ですとか、そういったことを事細かに情報共有しな  
がら、見守ってきているところでございます。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） 村長答弁にも高齢者の方々のお茶っこ飲みなんかもこれから少しずつ  
していきたいということもありましたけれども、やっぱりコロナ禍の影響で高齢者の方  
も外出を控えている方が多く見られます。やっぱり会話も少なく、二日三日しゃべ  
らないで枯れた声、私話しかけると枯れている声で話が戻ってきます。そうしたときに  
どうしたんですかと言うと、二日か三日しゃべったことないよなんて言う方が、本当住  
民の方にいらっしゃるんです。そういうことを聞くと、やはり久しぶりに会ってうれし  
かったのもあるけれども、ものすごいスピードでお話しされる方もいらっしゃいます。  
やっぱりそういうことの把握というのは、とても大事じゃないかなと思うんですけれど  
も、その辺についてはどのように把握されて対応しているのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） やはり昨年コロナの関係で高齢者の通いの場、福祉センター

で開催していたものも一時中止していた時期がございました。その後、対策を講じながらということでも再開しましたところ、やはり皆様とても楽しんで大声を出してはいけませんが、声を上げて笑われたりですとか、やはり人との交流って大切なんだなというのを感じたところがございます。

保健師はそういったことも気づいておりまして、やはり1人で暮らしている方、そういったところには様子を伺うですとか、常に気を配っているというところがございます。

その対応につきましては、職員は怠ることなく行っていると感じております。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） やはりこの問題は社会福祉協議会とも連携した中できちんとした対応をしていかなければならないと思いますけれども、村長はこのことについてはどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうですね、このコロナ禍の中にあって本当に議員おっしゃるとおり、人と接触もままならず、いろいろ気分的にも落ち込んでいます。私もそうであります。皆さんもそうだと思います。

皆等しくそういうふうに分分の、何て言いますかね、気の低下、こういったものがあって当然だと、我々もそうだしみんなもそうだと思います。本当にそういった意味で福祉協議会等々にもお手伝いをいただきながら健康福祉課、保健師や栄養士等々も一生懸命そういったことでのケアに全力挙げて当たっているわけでありますので、早く、先ほども申し上げましたとおり、そういったいろんな村の事業といいますか、行事といいますか、本当にそういった感染症対策を徹底しながら徐々に、徐々にといいますか、工夫してそういったお茶っこ飲み会とかあるいはいきいきサロン等々そういったいろいろありますよね。そういったものを徐々にやっていければいいのかなというふうに考えているところでもあります。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 大衡村の高齢者、一人暮らしで施設とかを抜かした本当の純粋なる村内で1人で家で暮らしている方というのはどのくらいの方だと把握しているのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） ただいま手元に詳しい資料を持ち合わせてございませんが、

200名ちょっとだと思っております。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） その方々には緊急通報システム、そのようなものが配置されているように私は記憶しておりますけれども、どのような対応しているのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 緊急通報システムにつきましては、そのご家族、遠くに住んでいらっしゃるご家族ですとかが必要と感じたり、あとご本人が必要というふうに感じる場合、希望される方に設置をしているものでございます。現在、大衡村は一人暮らしの方であっても社会福祉協議会、それから民生委員・児童委員の方々が常に気を配っていただいております、先般の13日の地震の際にも深夜にもかかわらず民生委員の方は訪問したり安否確認をしてくださっていたというふうに報告も受けてございます。

そういったところで村につきましては、やはり地域の皆様のご協力あってだなというふうに感じているところでございます。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 地震のときにもそのような民生委員の方々、様々児童民生委員の方々ですか。そういう方々が、結局11時30分ちょっと前ぐらいですか。そのぐらいの時間にもかかわらず動いていただいて、見守りをしていただいたことには本当に深く感謝しなければいけないんだと深く思ったところでございます。

そんな中で、私がやはり高齢者の中に二日三日しゃべってなくてとてもうれしいって訪問した際に、タブレット端末での会話ができたらすごくいいのになという方がいらっしゃったんです。やはりそれも一つの手なのかな、緊急通報システムでボタンだけ押すとかというんじゃなくて、家族とか自分がそれがいいと、自分で料金も払う、端末料も払うからということで、村との通信がそのような形でできたらやっぱり見守りにもなりますし、一人の孤独ないろんな部分ですか、そういうのも解消にもなるんじゃないかなと思いますけれども、その点について、村長どのようにお考えでしょうか。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうですね、それを使える高齢者の方と申しますか、そういった方は少ないのではないのかなというふうに思いますが、使える方にとってはそんなにいいことはないわけでありまして。

そういった方々にそういったものを、先進のタブレットなり何なりで通信といいますか、対面で顔の見えるお話をできるそういった場、機会そういったものはやっぱり必要だと思います。

おっしゃる意図を酌んだ場合に、そういったものができるかどうか。そういうことを健康福祉課なりそういったものの意見も聞きながらできるかどうか。それは分かりませんが、できるとは言いませんけれども、そういったことも考えていくのも一つの方策なのかなとは思っています。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） 高齢者の方でできないのではなく、やっぱりできるように努めていくこともやっぱり必要になっていく。今の時代の中でそのことをやらないで済むのではなくて、もうそこを拒否するのではなく、自分からそこに興味を持って行くとか、そういうような意識の転換もやっぱり必要になってくるのではないのかなと思いますし、こういうことにたけている方も中には本当にいらっしゃるんです。私以上に分かる方もいますので、やはりそういうことは一つにこだわらないで物事をやっぱり考えていくということが、これから必要になっていくのではないかなとも考えますので、そういう部分も考えていただきたいと思っています。

また、5 点目。学校や庁舎に抗ウイルス剤コーティングについての質問であります、やはりこれもこの間スクールバスそれから万葉バス、研修バス、そういうものにもやったわけですが、このような取組をやはりしていかなければならないような状況にもうなっているのではないかなと思うんですけれども、その部分についてはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先般、教育委員会のほうでスクールバス、あるいは研修バスやらそういったものの抗菌ウイルス対策の薬剤を噴霧、散布というんですか、抗菌処理をしたという報告を受けておまして、どういうものなのか分かりませんでしたけれども、後から聞いた話では、何か噴霧器で皆という話ですね。

それを皆やったらどうかと、こういう話ですが、やるのはいいんですけれども、やったほうがいいですか、やっぱりね。やったほうがいいですか。

料金もかなり結構な料金かかるんですよ、正直申し上げますと。そして、会社そのものは東京のほうから出張して来られるんですよ。という報告を受けています。費用対

効果ということは言いません。人命に関わることでありますから、当然。それはそれでいいんですけども、他市町での実施状況、そういったものを調査しながら参考にしながら、そういう手法もあってしかるべきであれば、当然そういったことも視野に入れてやりたいという気持ちはやぶさかではございません。

以上です。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） この間、私もバスのコーティング剤のコーティングする現場を見させていただいたんですけども、5年間やはり有効になるそうです。今回、その業者さんはまほろばホールとか映画館、そういう部分にも全部されているという業者さんでした。

やはりこれからワクチン接種もとても重要ではあるけれども、ワクチン接種すれば大丈夫ではないわけなんですよ。そして、変異種、いろいろな違うものも出てきている。そういう中でやはりこれまで行ってきたマスクの着用とか手洗いの徹底とか3密を避けるとか基本的な予防対策は必要ですし、やはりできることはやって行く対策、やはりコーティングすることによって触っても手のウイルスがなくなるというような、手に付着しているウイルスがそのドアノブやそういう部分からなくなるという状況になるということに分かれば、やっぱりやることは必要不可欠になっていく状況ではないかなと私は考えますが、もう一度答弁をお願いいたします。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） もちろん。ですから、人命に関わるわけでありまして、費用対効果だの云々というつもりは全くありません。

がしかし、先ほども言いました。他市町の動向等もちろん参考にしなければならないのはもちろんであります。今現在は庁舎等の感染対策としては、役場については職員がやっております、拭いたりですね。

そしてまた学校においては、専門に職員を新たにスクールサポートスタッフを小中学校に1名ずつ配置して、そういったところのドアノブやスイッチ周りの清掃やら消毒を行って今いるわけでありまして。

でありますから、そういったところは一応やっておると。そして、さらにそのほかにもっと高度なコーティングしたものが、本当に各市町村でどういうふうな対応をしているのか、先ほど申しあげました調査研究しながら視野に入れる時期がもし参ったらぜひやってもいいのかなと、こういうふうに思っております。



副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） やはりそのような役場内のコーティング剤なんかもやるようにしまして、やはりいろいろな方々の手助けもあって消毒なんかもきちんとされているとは思いますが、そういう試みもすることも一つのプラスになるのではないかなということをおもうことによって、またこれからやっぱり会議、行事、そういうようなもの各行事縮小でなく、少しずつも再開するような形に持っていかなければならないと思います。やっぱりイベントの在り方もやはりいろんな部分を考えていくことは必要不可欠になると思いますので、ぜひともそういうようなことを考えながらこれからの会議や行事、そういうものをやはりある程度基準というものをきちんと示しまして、その基準を示した上でやれることはやっていくという試みがこれから必要と思います。そのことについて、行事やそのことのこれからの令和3年度、これから予算審議始まりますけれども、そのようなことを考えながらやはり行事、物事の在り方、イベントの在り方なんかも考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） 最初の答弁でも申し上げましたとおり、イベント等のもちろん何といたしますか、催しですね。そういったものを徐々に、徐々にといたしますか、ちゃんとした対策を講じながら徐々にこの春の雪解けと同じように、徐々にそういったものができればいいなというのは、もちろん等しく皆さんと同じ考え方だと私は思っております。

そういったことで、だからじゃあ何でもできるのかというわけではございません、もちろん。ですから、ちゃんとした万全の体制を整えながらそれを段々とやっていく方向を模索していくということでもありますから、何かを今年やりますということはこの時点ではまだ言えません。ですから、そういったことで、本当に春の雪解けのごとく、そういったことができるようになればいいなというふうに思っているのが今の現段階であります。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） 次に、農業環境補助金についてお尋ねいたします。

答弁で1 農業者当たり1 回の助成制度とするということなんですけれども、これは農業従事者ではなく家族、結局大衡村には住んでいるけれども、一緒には同居していないけれども、大衡村に住んでいて農繁期とかそういうときには手伝いに来て、高齢者の方だから息子が運転するんだよという人に対しての助成は考えているのか、お尋ねしたい

と思います。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） それでは、運用の面でそういったケース、いろんなケースあると思いますけれども、そういうケースも当然想定しなければならないというふうには考えております。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） では、そういう方々も考えてはいくという答弁でありますので、大丈夫なのかなと思っております。

令和3年4月1日から開始を予定しているという答弁でありますけれども、農繁期を避けて今回この4月前に3年度か2年度の12月ぐらいから行って取っているんだよという形の方もいらっしゃると思うんです。そういう方についてはどのような対応をなされるのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） もう既に取得したというケースですか。については残念ながら、担当に答えさせますけれども、私の認識としては既に取得した人については、無理ではないのかな。担当より答弁。

副議長（佐藤 貢君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お答えをいたします。

あくまで4月1日からということで考えておりますので、今お話しいただいたようなケースもあるかとは思いますが、考えている内容といたしましてはちょっと対象外というふうには考えているところでございます。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4 番（小川ひろみ君） それでは、定年退職により農業者ではないけれども、大きな農業をしている人たちにバイトのようなどころでお手伝いをしていると。そういう方に対する補助、大衡村村内の方だということでの補助は大丈夫なのか、お伺いいたします。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） 一般的に申し上げますけれども、最終的には課長に答弁させますけれども、やはりいろんなことを想定していろんなことを確かにカバーすることはそれはいいことかもしれませんが、やっぱり規則なり何なりをちゃんと整備するわけでありますから、拡大解釈のさらに拡大解釈をすると、際限なく広がっていくと。先ほどの農

家の子弟が手伝いに来るからその人が取るのはどうかと。大衡村に住んでいる分についてはいいかもしれませんが、他市町に住んでいる方が該当するかどうか。ですから、先ほど大衡に住んでいる人でそういう人にも該当するのかなとか、私申し上げましたけれども、これも定かでないでございませぬので、はっきりと課長のほうから答弁をさせます。

副議長（佐藤 貢君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） この件で想定している要件ですけれども、あくまで申請といえますか、出していただく際には免許の取得をしてからということを考えております。

ですので、当然それを証明する書類といたしまして、免許ですから運転免許証の写し、あとは補助する内容の部分といたしまして試験費用等が分かる領収書ですね、その写し、あとは先ほど言いました農業者または農業後継者である証明を出していただきたいと思っております。

それにつきましては、同じ当課農業委員会のほうで農家証明書というのが発行できますので、そちらで一応農業者もしくは後継者であることが明らかになるというふうに考えておりますので、その証明で確認をさせていただきたいと思っているものでございませぬ。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 時間もないので、最後になります。

やはり今、平成29年度から村単独でこの農業環境整備支援事業、やはり村長の肝煎りの政策だと思います。やはりどこの地区でもこのようなことを多分やっていないんだらうなど、私は思っております。そういう部分でやっぱり大衡村の農業者、後継者対策、農業の方々に対して従事しているの方々に対してとてもきめ細かな対策を取られていると思っております。また、この法改正やいろいろある中でやはり農業機械の作業による事故、やっぱり安全対策、こういうこともとても大切になると思います。やはり春の農作業安全運動というのが3月から5月末までの3か月間始まっているという、私もちょっと見て分かったんですけども、やはり農耕作業による交通事故を減らす、そういうような取組としてシートベルトやヘルメットの徹底とかということも言われておりました。やはりそういうこと一つ一つが大きな事故にもならないで、また農業者の事故の死亡者が10万人当たり16.7人であって、建設業者の3倍にもなっているという状況だということ。

副議長（佐藤 貢君） 小川ひろみ議員。時間ですので、簡潔にお願いします。

4番（小川ひろみ君） という状況にもなっています。やっぱりそういう部分でこれから農業従事者の方々にやっぱり安全対策、そういう部分についてもきちんとした対応をしていただきたいと思います、最後に答弁お願いいたします。

副議長（佐藤 貢君） 村長。

村長（萩原達雄君） もちろん農作業事故というものは、一步間違えますとただの事故ではございません。死亡につながる確率がかなり高い。そういう危険性があるわけでありまして、私も何度かそういった、農業をしていますから、そういった危ない目にとこのような場面も経験したこともあります。

そういったことで、農業者に春の農作業事故の防止のキャンペーン、こういったものはやっぱりこれからありますし、さらにそのために法改正もされまして農業機械の免許といいますが、今まではそんなに幅が何ぼとか何とかということはある、本当はあったんだろうけれども、あったんだろうけれどもあんまりクローズアップされていなかったんです。今度は厳格化されて、やっぱりそういった取り締まりの対象にもなるということでありまして、そのための農業者の皆さんに免許を取っていただく。その費用を負担するということでもあります。

これまでの大衡村としていろいろ農業環境整備支援事業補助金という施策をやっておりましたが、これまで地域農業の振興と農作業の効率化、そして省力化を図り農業生産環境基盤の整備、維持補修の整備に要する費用の一部を助成するんだということで、それを創設いたしました。それから3年、4年、5年なりますけれども、これまでの3年間の実績は農地整備で52件、農業用施設の整備が33件でありまして、合計86件で総額2,418万6,000円を支出計上していたところでもあります。

そういったことで、この補助金は農業者のために資するそういった本当に大衡村ならではの事業だというふうにご認識をいただければありがたいのかなと、こんなふうに思っていますので、どうか効率的に運用されますようお願いを申し上げる次第であります。

副議長（佐藤 貢君） ここでお諮りします。

これで本日の一般質問を終わりとし、引き続き明日も一般質問を続けることといたします。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

副議長（佐藤 貢君） 異議なしと認めます。したがって、本日の日程はこれで全て終了いた

しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後 3 時 1 5 分 散 会